

化学品を取り扱う事業者の方へ

－GHS対応－ 化管法・安衛法・毒劇法における ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する
世界調和システム(GHS)」に基づく
化学品の危険有害性情報の伝達



令和4年10月



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

< 目次 >

国連GHS

GHSとは	1
GHS導入のメリット	3
GHSによる化学品の分類	5
表示による情報伝達	6
ラベル表示による情報伝達	7
SDSによる情報伝達	9

日本の取組み

日本におけるGHS導入に関する活動	10
日本産業規格（JIS）におけるGHSの導入	12
GHSの導入と化管法・安衛法・毒劇法の関係法令の改正について	13

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

化管法に基づく情報提供・表示について	16
化管法に基づく情報提供について	17
化管法に基づく表示について	20
化管法法令等	21
第一種指定化学物質	23
第二種指定化学物質	32

安衛法（労働安全衛生法）

安衛法に基づく表示・文書交付制度	34
安衛法法令等	38
表示・通知義務対象物質	42

毒劇法（毒物及び劇物取締法）

毒劇法に基づく容器等への表示及び情報提供について	49
毒物劇物の原体・製剤と該当性について	50
毒劇法に基づく容器・被包への表示について	51
毒劇法に基づく情報提供について	52
毒劇法法令等	53

GHSとは(1)



は国際的に推奨されている化学品の
危険有害性の分類・表示方法です

国連GHS制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択されました。

国連GHS文書

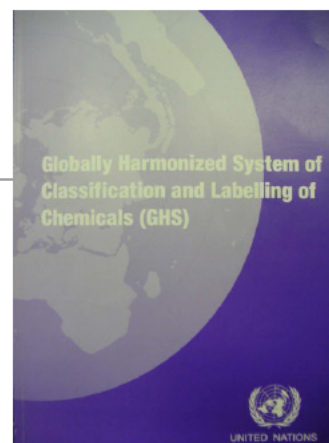
GHSの基本は国連GHS文書です

GHSの基本となるのは、国連GHS文書「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」です。表紙が紫色のため、通称、「パープルブック」と呼ばれています。

- 国連GHS文書は、本文と附属書から構成されています。
- 本文は、4部から構成され、これに10の附属書が添付されています。

国連GHS文書の構成

第1部	GHSの目的、範囲、適用や定義等の総論
第2部	物理化学的危険性について
第3部	健康に対する有害性について
第4部	環境に対する有害性について
附属書	ラベル要素の割当て、分類および表示に関する一覧表等



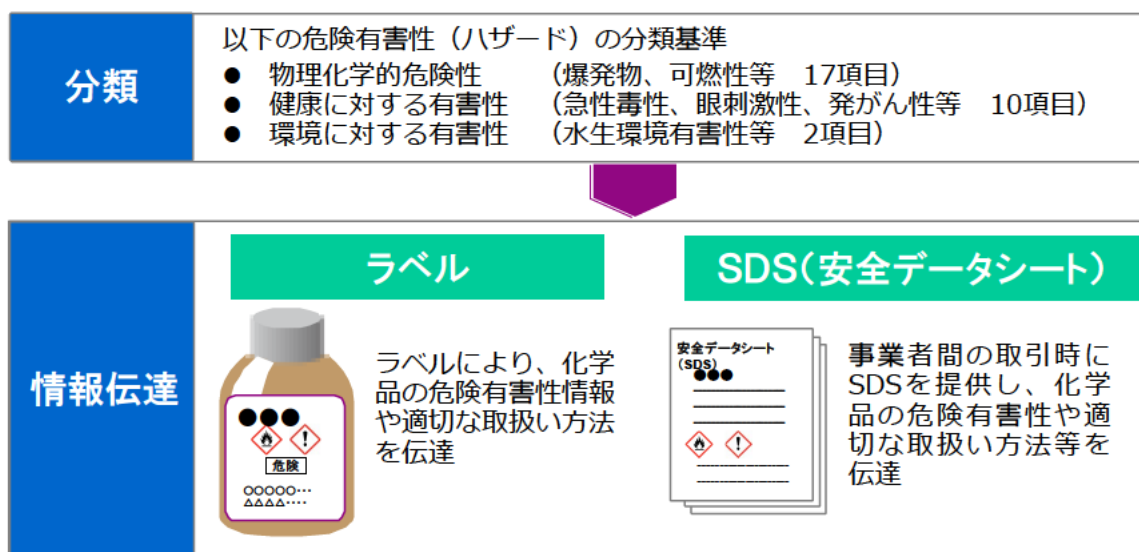
国連GHS文書は2年に1回改訂されます

- ◆ 毎年2回、国連経済社会理事会のもと設置されたGHS専門家小委員会が開催され、そこでの議論を踏まえて、2年に1回、国連GHS文書が改訂されます。
- ◆ 日本では、国連GHS文書の改訂版が発行されるたびに、邦訳（仮訳）を発行しています。

GHSとは(2)

国連GHSの概要

- 目的 GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
- 適用 GHSは、危険有害性を有する全ての化学品に適用されることが期待されています。GHSの情報は、化学品を取り扱う全ての人たちに役立つものです。
- 規定内容 GHSには以下の内容が含まれます。
 - 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）
 - 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルやSDS（安全データシート））



GHSでは、危険有害性に関する情報の伝達手段（表示および安全データシート等）の調和がなされています。

GHS導入のメリット(1)

GHSを導入することで、次に挙げるようなメリットが期待できます
さらに、GHSが世界的に浸透すれば、より高い効果が期待できます

メリット 1 人の健康や環境の保護を強化

危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康や環境保護が強化されます。GHSを導入している企業からは、以下のような声も多く聞かれています。

**GHS
導入**

安全確保に効果

労働者や工場の安全確保に効果がある。

意識向上に効果

危険有害性、リスク管理に対する意識が強くなった。

物質選定時に効果

GHS分類結果を用いて、より安全な物質を選定することができるようになった。



メリット 2 化学品の試験・評価の重複を回避

入手可能なデータを用いて分類すること等から、化学品の新たな試験及び評価の必要性が減少します。

BEFORE



製品別に
個別試験評価が必要

危険有害性評価

**GHS
導入**

AFTER



新たな試験及び評価の
必要性が減少

類似製品に同じ評価を使える！

GHS導入のメリット(2)

メリット 3 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献

事業者が化学品の国際取引を行っている場合、化学品が国際的に調和された基準で適正に評価、確認できること、またその結果をラベルやSDS等の調和された手段で伝達できることから、国際競争力の強化につながります。

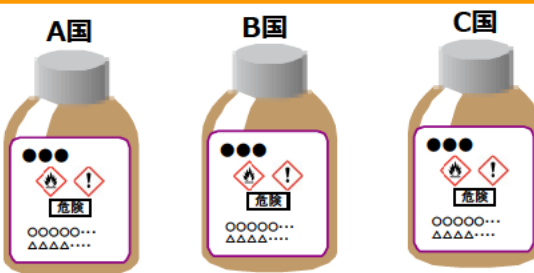
BEFORE



各国で分類基準や表示の仕方が異なるため、試験・評価から個別対応が必要

AFTER

GHS
導入



分類基準や表示の仕方が同じため、各国の情報提供規則だけ対応すればよい

メリット 4 自社の安全性イメージの向上に寄与

GHSの導入により、取引先や社会に対する適切な情報提供がはかられ、自社の安全性イメージの向上につながります。

GHS
導入

安全性イメージの向上

GHS導入により、自社の安全性に対するイメージが向上する。

GHSについての要求に対応

ユーザー・取引先からのGHSについての要求に応えられることで、ユーザー・取引先からの信頼を獲得することができる。

GHSによる化学品の分類

GHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類します

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS（改訂6版）の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
- エアゾール
- 酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学品
- 鈍性化爆発物

健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性／刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
- 誤えん有害性

環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

GHS分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。

例)急性毒性(経口)

ATE(Acute Toxicity Estimates)※のデータから健康有害性の区分を決定

大 危険有害性の程度 小

危険有害性区分			
区分1	区分2	区分3	区分4
ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]

ラベル要素

絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと有毒(H301)	飲みこむと有害(H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

表示による情報伝達

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示（Pictograms）が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明はJISZ7252:2019に引用されたGHS文書第6版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1～1.4)
自己反応性化学品（タイプA、B）
有機過酸化物（タイプA、B）

【炎】



可燃性ガス（区分1）
自然発火性ガス
エアゾール（区分1、区分2）
引火性液体（区分1～3）
可燃性固体
自己反応性化学品（タイプB～F）
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物（タイプB～F）
鈍性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高压ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性（区分1）
眼に対する重篤な損傷性（区分1）

【どくろ】



急性毒性
（区分1～区分3）

【感嘆符】



急性毒性（区分4）
皮膚刺激性（区分2）
眼刺激性（区分2/2A）
皮膚感作性
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分3）
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性（区分1、区分2）
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1、区分2）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

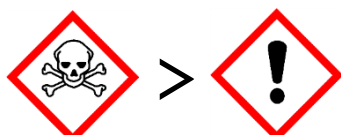
【環境】



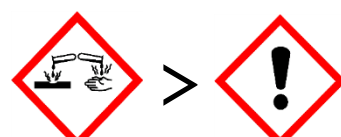
水生環境有害性
（短期（急性）区分1、
長期（慢性）区分1、
長期（慢性）区分2）

絵表示の優先順位

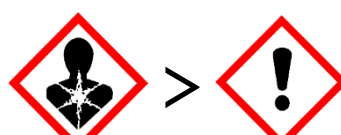
複数の危険有害性を持つ化学品の場合、複数の絵表示を表示することが原則ですが、健康有害性の絵表示には優先順位があります。



☠ の絵表示は全ての ⚠ より優先
= ☠ の絵表示が付いた場合、⚠ は付かない



☞ の絵表示は ⚠ より優先
= ☞ の絵表示が付いた場合、
皮膚・眼刺激性に関する ⚠ は付かない



⚠ の絵表示は ⚠ より優先
= 呼吸器感作性に関する ⚠ の絵表示が付いた場合、
皮膚感作性と皮膚・眼刺激性に関する ⚠ は付かない

ラベル表示による情報伝達(1)

GHSラベルの作成には、一定のルールがあります

日本国内では、GHSに対応したJIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））にラベルの記載項目について規定があります。

ラベル記載項目

1 化学品の名称（Product identifier）

この名称は、SDSに記載する製品名を記載します。

2 注意喚起語（Signal words）

利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程度を知らせる語句のことです。

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。注意喚起語には、「危険（danger）」と「警告（warning）」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用います。

3 絵表示（Pictograms）

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（6ページ参照）を記載します。

ラベルに用いる絵表示は、1つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲みます。危険有害性の絵表示は、1 cm²以上の面積を持つことが望ましいです。

4 危険有害性情報（Hazard statements）

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を記載します。GHSでは、危険有害性情報の文言を参照するために、それぞれの危険有害性情報の文言に対応する推奨コード（Hコード）を割り当てています。なお、危険有害性情報のコードは文言の一部ではないため、文言の代わりに用いることはできません。

5 注意書き（Precautionary statements）

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。注意書きは、危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。

GHSでは、注意書きの文言を参照するために、それぞれの注意書きの文言に対応する推奨コード（Pコード）を割り当てています。なお、注意書きのコードは文言の一部ではないため、文言の代わりに用いることはできません。

6 供給者を特定する情報（Supplier identification）

化学品の供給者の名前、住所及び電話番号を記載します。

ラベル表示による情報伝達(2)

ラベル記載項目の配置

GHSでは、危険有害性を表す絵表示、注意喚起語と危険有害性情報はラベル上に一緒に配置されるべきとされています。

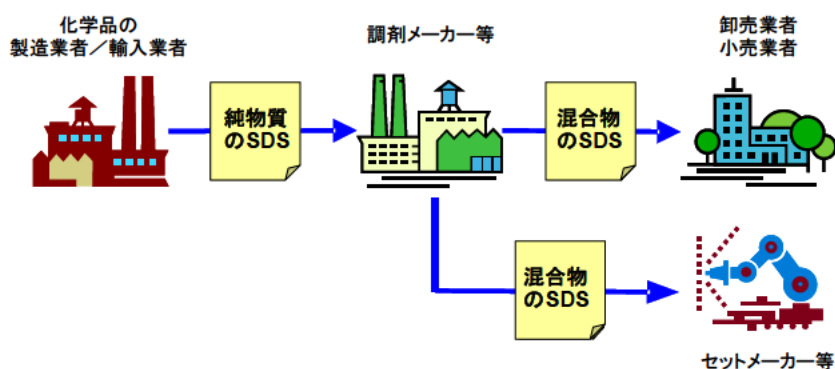
ラベルの例

1	化学品の名称	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ △△△△△△△△△△△△△△△△ (英名)
2	注意喚起語	成分：□□□□□□□□□□□□□□□□ NET Wt. 15kg
3	絵表示	危険
4	危険有害性情報	    
5	注意書き	・引火性液体および蒸気 ・飲み込むと有害 ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ ・長期、または反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ ・水生生物に非常に強い毒性 ・重篤な眼の損傷 ・皮膚刺激
6	供給者を特定する情報	【安全対策】 ・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ・容器を密閉しておくこと。 ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。 【応急処置】 ・火災の場合：粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。 ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。 ・皮膚等に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。 【保管】 ・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。 【使用上の注意】 ・貯蔵条件（低温）によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化してください。
6	供給者を特定する情報	日本GHS株式会社 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇 電話：03-0000-0000

SDSによる情報伝達

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 日本国内では、JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されています。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |



MSDSからSDSへ

平成24年3月に、従来のJIS Z 7250（「化学物質等安全データシート（MSDS）－内容及び項目の順序」）とJIS Z 7251（「GHSに基づく化学物質等の表示」）を統合してGHSに対応するJIS Z 7253が制定されました。

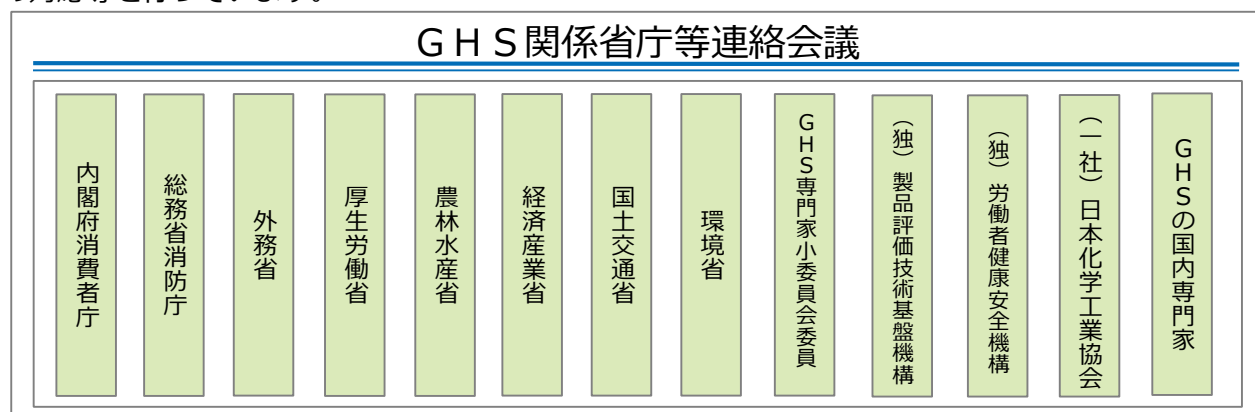
この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連GHS文書で定義されている「SDS」に変更されました。

日本におけるGHS導入に関する活動(1)

日本では、GHSの導入にあたって、いろいろな対応が進められています

GHS関係省庁等連絡会議の設置

- 2001年、国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」（平成28年度から「GHS関係省庁等連絡会議」）が設置されました。この会議のメンバーは、厚生労働省を幹事とし内閣府消費者庁、総務省消防庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS専門家小委員会委員、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人労働者健康安全機構、一般社団法人日本化学工業協会で構成されています。
- 現在、「GHS関係省庁等連絡会議」では、国内における実施状況の確認、国連GHS専門家小委員会への対応等を行っています。



国連GHS文書の邦訳

- 2002年2月から「GHS関係省庁連絡会議」において、国連GHS文書の原文（英語）から日本語への翻訳作業を開始しており、改訂版の邦訳は専門家、厚生労働省、経済産業省、環境省等のホームページに公開されています。

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei04.html>

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

GHS分類ガイダンスの整備

- GHS分類関係者（事業者等）が、分類作業をより正確かつ効率的に実施するための手引きとして、関係各省によって、「GHS分類ガイダンス」が作成されました。
- このガイダンスは、分類JIS（JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法））に準拠しており、分類の手順や計算方法等と合わせて、分類の際に使う情報源のリストも記載されています。
- なお、「GHS分類ガイダンス」は、「政府向けGHS分類ガイダンス」と「事業者向けGHS分類ガイダンス」に分かれており、いずれも、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」（（独）製品評価技術基盤機構）

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果、予想されるリスクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンスは、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したものです。

（独）製品評価技術基盤機構：https://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product.html

日本におけるGHS導入に関する活動(2)

化学物質についてGHS分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、経済産業省所管の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）、厚生労働省所管の「労働安全衛生法」（安衛法）及び「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）の3つです。平成18年度より、それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係機関が連携して分類を実施、現在、約3,300（再分類を含めると約4,900）の化学物質の分類が行われています。最終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ（①）等で公開され、だれでも利用することができます。
- 令和4年度から「官民連携GHS分類情報収集プロジェクト」が始動し、NITEが窓口となり、民間の事業者等からの、政府によるGHS分類事業に使用可能な危険有害性情報（試験報告書等）の受付が開始されました。詳細はNITEのホームページをご確認ください。
（独）製品評価技術基盤機構（NITE）https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_govpro.html
- また、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト（②）で公開され、だれでも利用することができます。



①（独）製品評価技術基盤機構（NITE）
https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html



②職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

GHS分類ツールの整備

日本では、GHS分類を行いSDS・ラベルを作成する事業者等をサポートするためのツールが、整備されています。

ジミックス

「NITE-Gmiccs（GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム invented by METI）」

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に混合物の組成に基づきGHS分類を行うシステムです。国連GHS改訂6版及び分類JIS（JIS Z 7252）に対応し、政府によって分類された約3,300のGHS分類結果と約4,700のEU CLP調和分類結果を予め搭載しています。インターネット環境が整っていればどこでも誰でも簡単に混合物のGHS分類を自動的に行うことができ、分類結果に応じたGHSラベル・SDS様式への出力ができるツールです。なお、人健康／環境有害性が分類の対象であり、物理化学的危険性については一部の項目のみが分類されます。

NITE-Gmiccs メニュー画面

<https://www.ghs.nite.go.jp/>



GHS
分類結果



GHSラベル



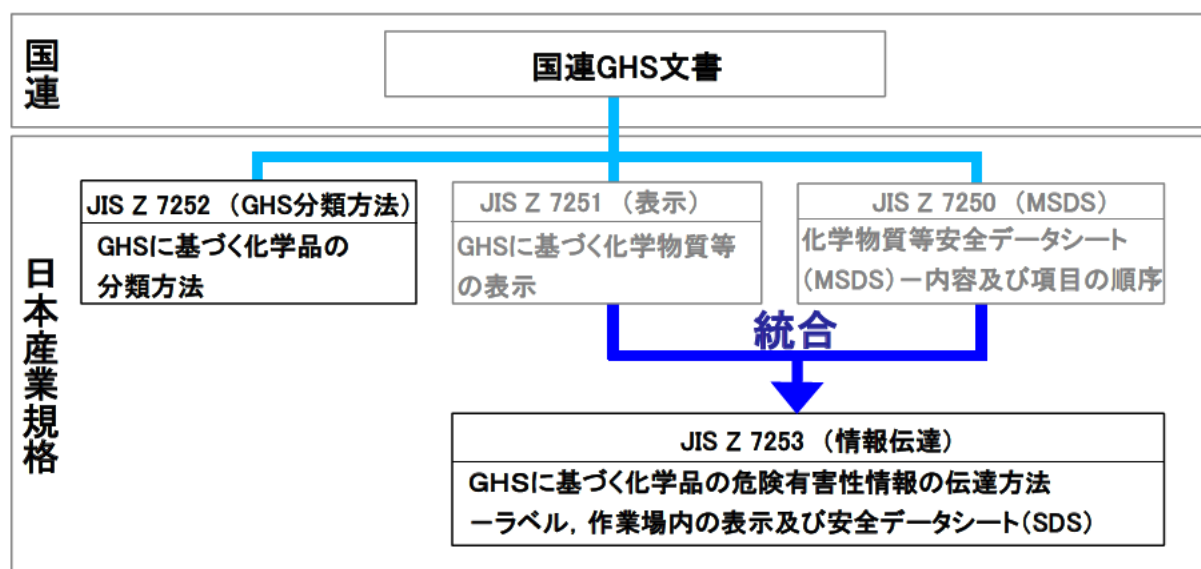
SDS様式

日本産業規格(JIS)におけるGHSの導入

日本産業規格 (J I S) の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格(JIS)を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)、労働安全衛生法(安衛法)の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したSDS及びラベルを作成・提供することができます。
- JIS Z 7252 (GHS分類方法) は、平成21年、国連GHS文書改訂2版に基づき、制定されました。
- JIS Z 7253 (情報伝達) は、平成24年、国連GHS文書改訂第4版に基づくとともに、JIS Z 7250 (MSDS) 及びJIS Z 7251 (表示) を統合し、制定されました。
- JIS Z 7252及びJIS Z 7253は、令和元年5月、国連GHS文書改訂6版に基づき、改訂されました。

GHSに係る日本産業規格(JIS)



JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 の暫定措置終了について

JIS Z 7252:2014 及びJIS Z 7253:2012は、2019年(令和元年)5月に国連GHS文書改訂6版に基づき改訂され、JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019 となりました。

なお、JIS Z 7252:2014による分類 及び JIS Z 7253:2012によるSDS及びラベルの作成の暫定措置は2022年(令和4年)5月24日で終了しておりますのでご注意ください。

GHSの導入と化管法・安衛法・毒劇法の関係法令の改正について

- 平成24年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）及び「労働安全衛生法」（安衛法）は、GHSの導入の促進を目的とした省令等の改正を行いました。
- 化管法SDS省令の改正により、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加しました。また、SDSやラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務としました。
- 安衛法においても、労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際、SDSの提供又はラベルによる表示が義務となっている物質に加え、原則、危険有害性を有する全ての化学品についてもSDSの提供及びラベルによる表示を行うことを努力義務としました。
- 「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）においては、従来よりラベル表示及びSDSによる情報提供を義務づけていたところですが、平成24年のJIS Z 7253の改正に伴い、改めてJIS Z 7253に準拠したラベル表示及びSDS提供の際の留意事項を通知しました。

化管法・安衛法・毒劇法省令等改正のスケジュール

	平成20 (2008) 年度以前	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
国内法令	化管法	平成12年 SDS提供義務			平成24年 4月 化管法 省令・ 指針改 ①	平成24年 6月 指定化学物質(純物質) について施行								令和3年10月 化管法政令改正 (対象化学物質 追加)公布	
								平成27年 4月 指定化学物質を規定含有率 以上含む製品について施行						令和4年3月 化管法省令改正 (情報提供方法 追加)公布・施行	
		昭和47年 ラベル表示義務 平成12年 SDS交付義務			平成24年4月 安衛法・指針改正公布 安衛法・指針改正 (SDS・ラベル努力義務)		安衛法 改正	安衛法 指針改正 公布	平成28年6月 ② 安衛法・指針改正 (ラベル義務拡大・リスクア セスメント義務)施行					令和4年2月 安衛法・安衛法 改正公布	令和4年5月 安衛法改正公布・一部 施行
国内規格	GHS	昭和25年 容器・被包への表示義務 平成13年 情報提供義務		平成24年 3月 通知 ③											令和4年6月 毒劇法省令 改正公布・施行
		平成15年7月 国連欧州経済 委員会(UNECE) がGHSを 策定・発行	改訂 3版	改訂 4版		改訂 5版		改訂 6版		改訂 7版		改訂 8版		改訂 9版	
		JIS Z 7252 (GHS分類 方法)	JISZ7252:2009制定 「GHSに基づく化学 物質等の分類方法」			平成26年3月 JISZ7252:2014改訂 (令和4年5月24日 暫定期間終了)						令和元年 5月 JISZ 7252: 2019 改訂			
国内規格	JIS Z 7250 (MSDS)	JISZ7250: 2000制定	JISZ7250: 2010改訂			JISZ7250:2005(廃止:平成27年12月31日暫定期間終了) JISZ7250:2010(廃止:平成28年12月31日暫定期間終了)									
		JISZ7251: 2006制定	JISZ7251: 2010改訂			JISZ7251:2006(廃止:平成27年12月31日暫定期間終了) JISZ7251:2010(廃止:平成28年12月31日暫定期間終了)									
		JIS Z 7253 (情報伝達)		平成24年 3月 統合		JISZ7253:2012制定 (令和4年5月24日暫定期間終了) 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝 達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全 データシート(SDS)」						令和元年 5月 JISZ 7253: 2019 改訂			

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）

SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大（第3条）

SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化（第4条第1項）

JIS Z 7253に適合するラベル表示を努力義務化（第5条）

※指定化学物質（純物質）：平成24年6月に施行、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品：平成27年4月に施行

【指針改正関連】

指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第4）

【法律改正関連】

SDS交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化（法第57条の3）

【政省令改正関連】

ラベル表示義務の対象を、SDS交付対象物質まで拡大（施行令第18条）

【通知】

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」
(平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号)

④ 化管法政令改正（令和3年10月20日公布）による対象物質の見直し

- 令和3年10月に化管法政令が改正され※¹、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われました※²。なお改正政令の施行日は、令和5年4月1日です。

※¹：化管法の政令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

※²：対象化学物質について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

<政令改正後の対象化学物質数>

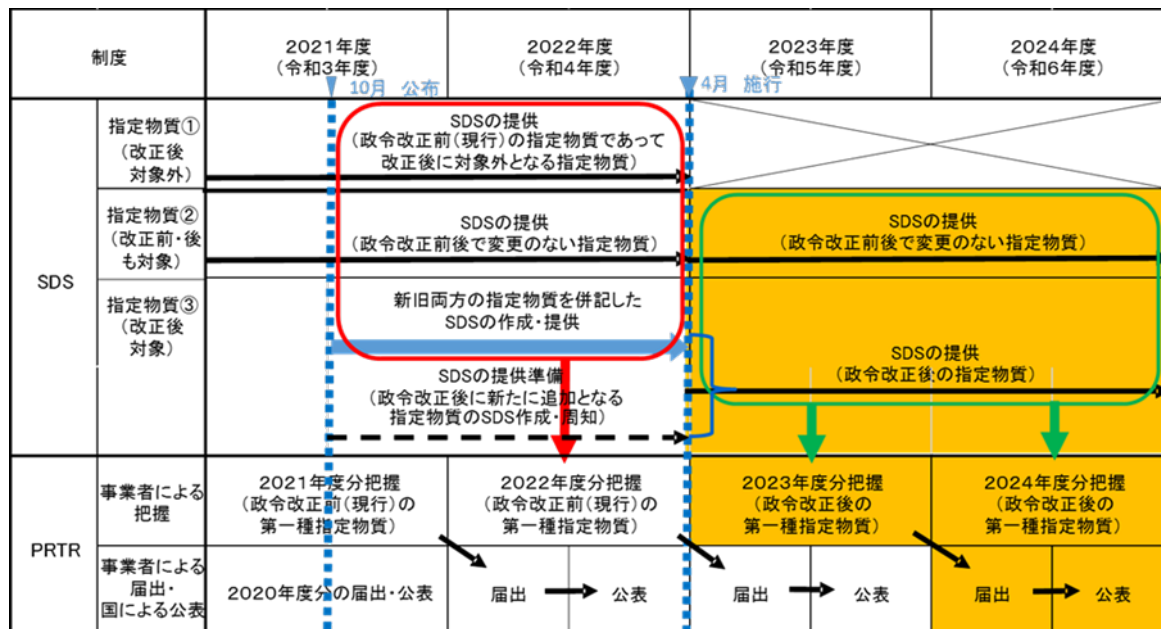
	対象制度	現行	政令改正後
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR制度及び SDS制度	462物質 (特定第一種指定 化学物質は15物質)	515物質 (特定第一種指定 化学物質は23物質)
第二種指定化学物質	SDS制度	100物質	134物質
合計	—	562物質	649物質

- 改正政令施行時に、化学物質の排出量等の把握（PRTR制度）やサプライチェーン全体においてSDSの提供を円滑に開始して頂くため、事業者の皆様には、施行日より早い段階から新規対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくようお願いいたします※³。

※³：化管法の政令改正（物質見直し）に伴うSDSの提供について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015sds.pdf

<化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ>



SDS省令改正（令和4年3月31日公布・施行）による情報提供方法の柔軟化

- SDS省令は、昨今のデジタル化進展を踏まえた、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせず、メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。詳細は17ページをご参照ください※⁴。

※⁴：SDS省令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_2.html

⑤ 安衛法施行令改正によるラベル表示・SDS交付対象物質の追加

- 国によるGHS分類で物理化学的危険性又は健康有害性が確認された全ての物質について、順次、安衛法に基づくラベル表示・SDS交付が義務づけられる予定です。
- このうち、令和4年2月24日公布の安衛法施行令改正で、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）について、ラベル表示・SDS交付が義務付けられました（令和6年4月1日施行）。
- 今後の対象物質の追加予定は以下のとおりです。※改正（対象物質追加）から施行まで2年程度の期間を設ける予定
令和4年度 上記以外のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（約700物質）
令和5年度 健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は健康有害性はないが物理化学的危険性の区分がある物質（約850物質）
- 改正政令施行時に、サプライチェーン全体においてSDSの提供を円滑に開始して頂くため、事業者の皆様には、施行日より早い段階から追加対象物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくようお願いします。
- ※ 新規に義務化される予定の候補物質一覧は、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページを参照
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html
- 改正政令施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」の記載方法として以下のような方法があります。

【適用法令欄の記載例】※この趣旨を踏まえた内容であれば異なる表現でも構いません

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（○年○月○日以降） ※「○年○月○日」には施行予定日を記載

⑥ 安衛則改正によるSDSによる情報伝達の強化

(1) SDSによる通知方法の柔軟化

- SDSによる情報伝達がより円滑に行われるようにするため、通知方法の柔軟化を行いました。詳細は36ページをご参照ください。

(2) SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新（令和5年4月1日施行）

- 「人体に及ぼす作用」の記載内容を5年以内ごとに1回確認し、変更があるときは確認後1年以内に更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知します。

(3) 通知事項の追加と含有量表示の適正化（令和6年4月1日施行）

- SDSの通知事項に「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」（JISZ7253における「推奨用途と使用上の制限」に相当）が追加されます。
- 成分の含有量表示について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。
- ※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

毒劇法改正省令の公布（令和4年6月3日）-SDS等による通知方法の柔軟化-

⑦

- 令第40条の9の規定による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を伝達し閲覧を求めること等による方法を新たに認めることとしました。

化管法に基づく情報提供・表示について

化管法とは

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」という。）は、平成11年7月13日に制定されました。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。
- 化管法には、事業者が指定化学物質を排出・移動した際の量を把握し、国に届け出る「PRTR制度」と事業者が指定化学物質等を国内の他の事業者に譲渡・提供する際に指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供する「SDS制度」があります。

化管法に基づくSDSの提供義務とラベル表示の努力義務

- 化管法に基づくSDS制度では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する時までに、その特性及び取扱いに関する情報（SDS）を事前に提供することを義務付けるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。
- また、化学物質管理指針において、指定化学物質等取扱事業者は、GHSに基づくJIS Z 7252及びJIS Z 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定しています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる事業者

- 化管法に基づくSDS制度の対象事業者は、原則として、国内の他の事業者に指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡又は提供する全ての事業者です（業種・常用雇用者数・指定化学物質の年間取扱量による除外要件はありません）。
- なお、化管法に基づくSDS及びラベルは、事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提供の対象ではありません。
- 化管法に基づくSDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置又は過料が規定されています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる化学物質

- 化管法に基づくSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質（462物質）」及び「第二種指定化学物質（100物質）」の合計562物質です。
 - ・ 指定化学物質の名称等については、23～33ページをご参照ください。
 - ・ 経済産業省ホームページにて指定化学物質のリストを公開しています。
経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html
 - ・ また、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のデータベース（CHRIP）からも確認することができます。
（独）製品評価技術基盤機構（NITE）：https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
- 指定化学物質の含有率が1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）の製品にはSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務が課せられます。

化管法に基づく情報提供について(1)

化管法に基づくSDSの提供方法及び提供時期等

■ 提供方法（SDS省令改正（令和4年3月31日公布・施行）により提供方法の柔軟化）

- 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

相手方が容易に閲覧できる方法を追加

■ 提供時期等

- 化管法に基づくSDSは、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供する時まで提供しなければなりません。
- 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供するごとに化管法に基づくSDSを提供しなければなりません。同一の事業者による同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡、提供する場合は、この限りではありません。ただし、相手方から化管法に基づくSDSの提供を求められた際には、提供義務が生じます。
- 提供した化管法に基づくSDSの内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努めなければなりません。

例外的にSDSやラベルを提供しなくてもよい製品

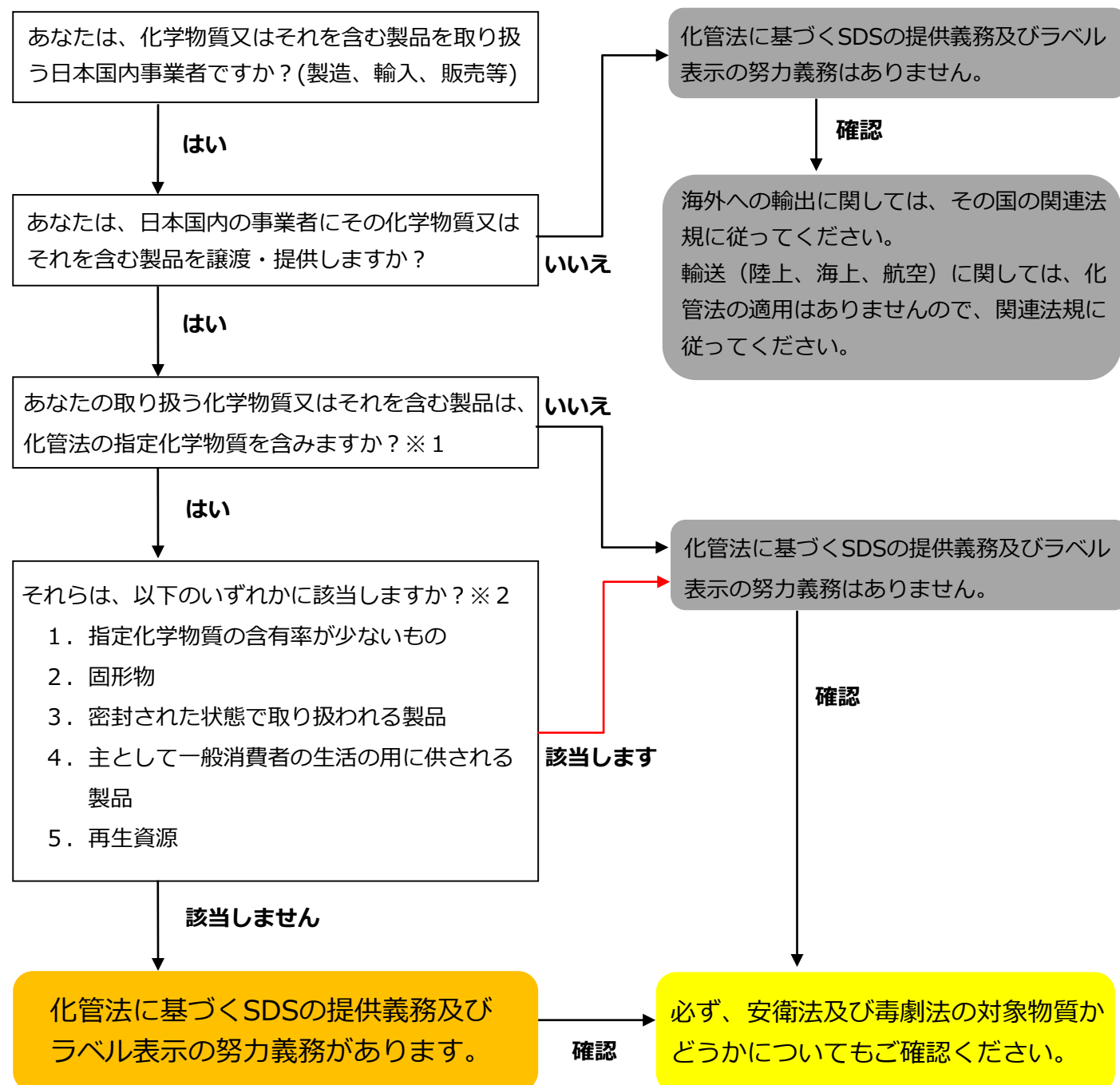
- 以下に該当する製品にはSDSやラベルを提供する必要はありません。

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品
固形物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう 例：空き缶、金属くず等

化管法に基づく情報提供について(2)

化管法に基づくSDS制度対象事業者 判定フロー

スタート



※1 化管法指定化学物質については23ページ以降をご参照ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については17ページをご参照ください。

注1：化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR届出が必要な場合があります。

注2：化管法は、任意でのSDS提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係でSDSを提供する場合には、SDSの提供等は取引先の事業者とご相談ください。

化管法に基づく情報提供について(3)

SDSの作成方法

- 化学物質の有害性に関する分類方法については、国内規格としてJIS Z 7252において標準化されています。また、SDS及びラベルによる情報伝達の方法については、国内規格としてJIS Z 7253においてその記述内容等が標準化されています。
- 化管法では、指定化学物質及び指定化学物質を規定含有率以上含む製品のSDSの作成について、JIS Z 7253に適合する記載を行うことを努めるよう規定しています。

SDSの記載項目

- 化管法に基づくSDSは、次の16項目の情報を以下の順序で日本語で記載することと規定しています。化管法で規定している記載事項とJISで規定している記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、安衛法や毒劇法の対象となっている指定化学物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※ 1	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁） ※ 2 ※ 3	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目 10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目 11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目 12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目 13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目 14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目 15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目 16 その他の情報

- ※ 1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。
- ※ 2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。
- ※ 3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

化管法に基づく表示について

ラベルの作成方法

- 化管法では、指定化学物質及び指定化学物質を規定含有率以上含む製品のラベルの作成について、JIS Z 7253に適合する記載を行うことを努めるよう規定しています。

ラベルの記載項目

- 化管法に基づくラベルは、以下の6項目の情報を日本語で記載することと規定しています。化管法で規定している記載事項とJISで規定している記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、安衛法や毒劇法の対象となっている指定化学物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※ 1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※ 1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※ 2	供給者を特定する情報
-	その他国内法令によって表示が求められる事項

※ 1 : SDSの名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称をSDSにも記載してください。

※ 2 : 緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

化管法法令等(1) (令和4年10月1日現在。以下同じ)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (抄)

【第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等】

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(勧告及び公表)

第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

【第五章 罰則】

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。)

(法第二条第六項の政令で定める要件)

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールの送信、インターネットを知用した情報の提供その他の方法であつて、指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が容易に閲覧できるものとする。

(提供しなければならない情報)

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(以下「性状取扱情報」という。)に次の事項を含めなければならない。

- 一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
 - ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項
 - (1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称
 - (2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

化管法法令等(2)

- イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項
- (1) 当該製品の名称
 - (2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(以下「第二種指定化学物質質量」という。)の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。)
 - (3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
 - (4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合
- 二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 三 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置
- 四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置
- 五 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置
- 六 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
- 七 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
- 八 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状
- 九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性
- 十 当該指定化学物質等の有害性
- 十一 当該指定化学物質等の環境影響
- 十二 前四号に定める事項の内容の要約
- 十三 当該指定化学物質等の廃棄上の注意
- 十四 当該指定化学物質等の輸送上の注意
- 十五 当該指定化学物質等について適用される法令
- 十六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十号第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。)Z七二五三に適合する記載又は記録を行うよう努めるものとする。

2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載又は記録するものとする。

3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載又は記録するものとする。

(表示)

第五条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器)に次に掲げるものについて日本産業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。

一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 当該製品の名称

二 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響

三 当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意

四 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響に対応する絵表示

五 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号

六 注意喚起語

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供することに行わなければならない。

2 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(抄)

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく日本工業規格Z七二五二及びZ七二五三に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

第一種指定化学物質(1)

第一種指定化学物質

*1: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

(令和4年10月現在)

番号	物質名	別名*1	特定第一種
1	亜鉛の水溶性化合物		
2	アクリルアミド		
3	アクリル酸エチル		
4	アクリル酸及びその水溶性塩		
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		
7	アクリル酸ノルマル-ブチル		
8	アクリル酸メチル		
9	アクリロニトリル		
10	アクロレイン		
11	アジ化ナトリウム		
12	アセトアルデヒド		
13	アセトニトリル		
14	アセトンシアノヒドリン		
15	アセナフテン		
16	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル		
17	オルト-アニジジン		
18	アニリン		
19	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		
20	2-アミノエタノール		
21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダジン	
22	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル	
23	パラ-アミノフェノール		
24	メタ-アミノフェノール		
25	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン	
26	3-アミノ-1-プロペン		
27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン	
28	アリルアルコール		
29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		
31	アンチモン及びその化合物		
32	アントラセン		
33	石綿		○
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		
35	イソブチルアルデヒド		
36	イソブレン		
37	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	

番号	物質名	別名*1	特定第一種
38	2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール		
39	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス	
40	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	
41	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	
42	2-イミダゾリジンチオン		
43	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	
44	インジウム及びその化合物		
45	エタンチオール		
46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル	
47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	
48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート	EPN	
49	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ペンディメタリン	
50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	
51	2-エチルヘキサン酸		
52	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ)アミノ)プロピオナート	アラニカルブ	
53	エチルベンゼン		
54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホチオアート	ホスチアゼート	
55	エチレンジアミン		
56	エチレンオキシド		○
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		
58	エチレングリコールモノメチルエーテル		
59	エチレンジアミン		
60	エチレンジアミン四酢酸		
61	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	マンネブ	
62	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	

第一種指定化学物質(2)

*1: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	物質名	別名*1	特定 第一種
63	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジ プロミド又は ジクワット	
64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブ ロックス	
65	エピクロロヒドリン		
66	1, 2-エポキシブタン		
67	2, 3-エポキシ-1-プロパノール		
68	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピ レン	
69	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエー テル		
70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチ ンB1a安息 香酸塩及び エマメク チンB1b安 息香酸塩 の混合物	
71	塩化第二鉄		
72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までの もの及びその混合物に限る。)		
73	1-オクタノール		
74	パラ-オクチルフェノール		
75	カドミウム及びその化合物		○
76	イブシロン-カプロラクタム		
77	カルシウムシアナミド		
78	2, 4-キシレノール		
79	2, 6-キシレノール		
80	キシレン		
81	キノリン		
82	銀及びその水溶性化合物		
83	クメン		
84	グリオキサール		
85	グルタルアルデヒド		
86	クレゾール		
87	クロム及び三価クロム化合物		
88	六価クロム化合物		○
89	クロロアニリン		
90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソブ ロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン	
91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メ チルプロピオニトリル	シアナジン	

号 番 号	物質名	別名*1	特定 第一種
92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N -[4-(パラトリロキシ)ベンジル]ピラ ゾール-5-カルボキサミド	トルフェン ピラド	
93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキ シ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセ トアニリド	メトラクロ ール	
94	クロロエチレン	塩化ビニ ル	○
95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフル オロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アル ファ, アルファトリフルオロ-2, 6- ジニトロ-バラートレイジン	フルアジナ ム	
96	1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフ エノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3- ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコ ナゾール	
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン		
98	クロロ酢酸		
99	クロロ酢酸エチル		
100	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2- プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラク ロール	
101	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メ キシメチル)アセトアニリド	アラクロール	
102	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン		
103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-1 42b	
104	クロロジフルオロメタン	HCFC-2 2	
105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロ エタン	HCFC-1 24	
106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-1 33	
107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	
108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリル オキシ)プロピオン酸	メコプロッ プ	
109	オルトクロロトルエン		
110	パラクロロトルエン		
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン		
112	2-クロロニトロベンゼン		
113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)- 1, 3, 5-トリアジン	シマジン又 はCAT	
114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)- 2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルイ ンダン-1, 3-ジオン	インダノフ アン	

第一種指定化学物質(3)

*1: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	
116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	
117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	
118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル	ミクロブタニル	
119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール	
120	オルト-クロロフェノール		
121	パラ-クロロフェノール		
122	2-クロロプロピオン酸		
123	3-クロロプロペン	塩化アリル	
124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	クミルロン	
125	クロロベンゼン		
126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	
127	クロロホルム		
128	クロロメタン	塩化メチル	
129	4-クロロ-3-メチルフェノール		
130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		
132	コバルト及びその化合物		
133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	
134	酢酸ビニル		
135	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
136	サリチルアルデヒド		
137	シアナミド		
138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	
139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメリン	
140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンブロバトリン	
141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア	シモキサニル	
142	2, 4-ジアミノアニソール		
143	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル		
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール		
146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	
147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	
148	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	
149	四塩化炭素		
150	1, 4-ジオキサン		
151	1, 3-ジオキソラン		
152	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	
153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シーストランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメリン	
154	シクロヘキシルアミン		
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		
156	ジクロロアニリン		
157	1, 2-ジクロロエタン		
158	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	

第一種指定化学物質(4)

*1: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
159	シス-1, 2-ジクロロエチレン		
160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン		
161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	
162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	
163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	
164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123	
165	2, 4-ジクロロトルエン		
166	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン		
167	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン		
168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリン-1-カルボキサミド	イプロジオン	
169	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	
170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	
171	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	
172	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジンを4-オン	オキサジクロメホン	
173	(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ピンクロゾリン	
174	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニュロン	
175	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA	
176	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	
178	1, 2-ジクロロプロパン		
179	1, 3-ジクロロプロパン	D-D	
180	3, 3'-ジクロロベンジジン		
181	ジクロロベンゼン		
182	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	
183	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート	ピラゾレート	
184	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN	
185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	
186	ジクロロメタン	塩化メチレン	
187	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	
188	N, N-ジシクロヘキシルアミン		
189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
190	ジシクロペンタジエン		
191	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	
192	ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP	
193	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	
194	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル]	ホサロン	
195	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	
196	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	
197	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン	

第一種指定化学物質(5)

*1: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	物質名	別名*1	特定 第一種
198	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート	
199	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	CIフルオレスセント260	
200	ジニトロトルエン		
201	2, 4-ジニトロフェノール		
202	ジビニルベンゼン		
203	ジフェニルアミン		
204	ジフェニルエーテル		
205	1, 3-ジフェニルグアニジン		
206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	
207	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	(BHT)	
208	2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール		
209	ジプロモクロロメタン		
210	2, 2-ジブプロモ-2-シアノアセトアミド	(DBNPA)	
211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	
212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	
213	N, N-ジメチルアセトアミド		
214	2, 4-ジメチルアニリン		
215	2, 6-ジメチルアニリン		
216	N, N-ジメチルアニリン		
217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム	
218	ジメチルアミン		
219	ジメチルジスルフィド		
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩		
221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	
222	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ	
223	N, N-ジメチルデシルアミン		
224	N, N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド		
225	ジメチル=2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP	

号 番 号	物質名	別名*1	特定 第一種
226	1, 1-ジメチルヒドラジン		
227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	
228	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート		
229	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	
230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		
231	3, 3'-ジメチルベンジジン	オルトトリジン	
232	N, N-ジメチルホルムアミド		
233	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	
234	臭素		
235	臭素酸の水溶性塩		
236	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	
237	水銀及びその化合物		
238	水素化テルフェニル		
239	有機スズ化合物		
240	スチレン		
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩		
242	セレン及びその化合物		
243	ダイオキシン類		○
244	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット	
245	チオ尿素		
246	チオフェノール		
247	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス	
248	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	
249	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	
250	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	
251	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン又はMEP	

第一種指定化学物質(6)

*1：（）で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
252	チオリン酸O、O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMP P	
253	チオリン酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	
254	チオリン酸S-ベンジル-O、O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はBP	
255	デカブromोजフェニルエーテル		
256	デカン酸		
257	デシルアルコール	デカノール	
258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン	
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	
260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	
261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド	
262	テトラクロロエチレン		
263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	
264	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ		
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸		
266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	
267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	
268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	
269	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィートール	
270	テレフタル酸		
271	テレフタル酸ジメチル		
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
273	1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール	
274	ターシャリドデカンチオール		
275	ドデシル硫酸ナトリウム		
276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	
277	トリエチルアミン		
278	トリエチレンテトラミン		
279	1, 1, 1-トリクロロエタン		
280	1, 1, 2-トリクロロエタン		
281	トリクロロエチレン		
282	トリクロロ酢酸		
283	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン		
284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	
285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	
286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル	
287	2, 4, 6-トリクロロフェノール		
288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	
289	1, 2, 3-トリクロロプロパン		
290	トリクロロベンゼン		
291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン		
292	トリブチルアミン		
293	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラトルイジン	トリフルラリン	
294	2, 4, 6-トリブromofenol		
295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		
298	トリレンジイソシアネート		
299	トルイジン		
300	トルエン		
301	トルエンジアミン		
302	ナフタレン		
303	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート		
304	鉛		
305	鉛化合物		○

第一種指定化学物質(7)

*1：（）で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	(HDDA)	
307	二塩化酸化ジルコニウム		
308	ニッケル		
309	ニッケル化合物		○
310	ニトリロ三酢酸		
311	オルト-ニトロアニソール		
312	オルト-ニトロアニリン		
313	ニトログリセリン		
314	パラ-ニトロクロロベンゼン		
315	オルト-ニトロトルエン		
316	ニトロベンゼン		
317	ニトロメタン		
318	二硫化炭素		
319	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	
320	ノニルフェノール		
321	バナジウム化合物		
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド		
323	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン	
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン		
325	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅又は有機銅	
326	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン	クロフェンチジン	
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン		
328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	
329	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド		
331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	
332	砒素及びその無機化合物		○
333	ヒドラジン		
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド		
336	ヒドロキノン		
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン		
338	2-ビニルピリジン		
339	N-ビニル-2-ピロリドン		

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
340	ビフェニル		
341	ビペラジン		
342	ビリジン		
343	ピロカテコール	カテコール	
344	フェニルオキシラン		
345	フェニルヒドラジン		
346	2-フェニルフェノール		
347	N-フェニルマレイミド		
348	フェニレンジアミン		
349	フェノール		
350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	
351	1,3-ブタジエン		○
352	フタル酸ジアリル		
353	フタル酸ジエチル		
354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル		
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル		
357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	
358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	
359	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル		
360	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	
361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	
362	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	
363	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン	
364	ターシャリーブチル=4-([1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシメチル)ベンゾアート	フェンピロキシメート	
365	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	
366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド		

第一種指定化学物質(8)

*1：（）で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
367	オルトセカンダリーブチルフェノール		
368	4ターシャリーブチルフェノール		
369	2-(4ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-ブロピニル=スルフィット	プロパルギット又はBPPS	
370	2ターシャリーブチル-5-(4ターシャリーブチルベンジルチオ)-4クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン	
371	N-(4ターシャリーブチルベンジル)-4クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	
372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
373	2ターシャリーブチル-5-メチルフェノール		
374	ふっ化水素及びその水溶性塩		
375	2-ブテナール		
376	N-ブトキシメチル-2クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	
377	フラン		
378	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	
379	2-ブロピニ-1-オール		
380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	
381	ブロモジクロロメタン		
382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	
383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	ブロマシル	
384	1-ブロモプロパン		
385	2-ブロモプロパン		○
386	ブロモメタン	臭化メチル	
387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタズ	
388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		
390	ヘキサメチレンジアミン		
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		

号番号	物質名	別名*1	特定第一種
392	ノルマルヘキサン		
393	ベタナフトール		
394	ベリリウム及びその化合物		○
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS	
397	ベンジリジン=トリクロリド		○
398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	
399	ベンズアルデヒド		
400	ベンゼン		○
401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物		
402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	
403	ベンゾフェノン		
404	ペンタクロロフェノール		
405	ほう素化合物		
406	ポリ塩化ビフェニル	PCB	
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		
411	ホルムアルデヒド		○
412	マンガン及びその化合物		
413	無水フタル酸		
414	無水マレイン酸		
415	メタクリル酸		
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル		
417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル		
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
419	メタクリル酸ノルマルブチル		
420	メタクリル酸メチル		
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン	(ジケテン)	
422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	
423	メチルアミン		
424	メチル=イソチオシアネート		
425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC	
426	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	
427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC	

第一種指定化学物質(9)

*1: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	物質名	別名*1	特定 第一種
428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	
429	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロンメチル	
430	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ	
431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキストロビン	
432	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン	アミトラズ	
433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	
434	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミイミデート	オキサミル	
435	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバツクメチル	
436	アルファ-メチルスチレン		
437	3-メチルチオプロパナール		
438	メチルナフタレン		
439	3-メチルピリジン		
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		
441	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール		
442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	
443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート	メソミル	
444	メチル=(E)-メトキシイミノ(2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル)アセタート	トリフロキシストロビン	
445	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル	

号 番 号	物質名	別名*1	特定 第一種
446	4,4'-メチレンジアニリン		
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート		
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	(MDI)	
449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム	
450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ	
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン		
452	2-メルカプトベンゾチアゾール		
453	モリブデン及びその化合物		
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール		
455	モルホリン		
456	りん化アルミニウム		
457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP	
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)		
460	りん酸トリトリル		
461	りん酸トリフェニル		
462	りん酸トリ-ノルマル-ブチル		

第二種指定化学物質(1)

第二種指定化学物質

* : 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

(令和4年10月現在)

番号	物質名	別名
1	アセトアミド	
2	パラアニシジン	
3	5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル	エチプロール
4	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール	アミトロール
5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド	
6	4-アリル-1, 2-ジメチルベンゼン	
7	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る。)	
8	ウレタン	
9	N-エチルアニリン	
10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	アマトリン
11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	デスメディファム
12	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメチルベンズアミド	イソキサベン
13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール	エクロメゾール
14	1, 2-エボキシ-3-(トリロキシ)プロパン	
15	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	
16	クロロアセトアルデヒド	
17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメチルエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ノバルロン
18	(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H), 1'-シクロヘキサ-2'-エン]-3, 4'-ジオン	グリセオフルビン
19	1-クロロナフタレン	
20	酢酸ベンジル	
21	サフロール	
22	(S)-α-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	エスフェンバレレート
23	アルファシアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン
24	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	
25	ジクロロ酢酸	
26	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン
27	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	

番号	物質名	別名
28	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ
29	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	
30	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド	クロラムフェニコール
31	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド
32	2, 4'-ジクロロアルファー(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール	フェナリモル
33	2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール	ヘキサコナゾール
34	2, 4-ジクロロフェノール	
35	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸	ジクロルプロップ
36	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	
37	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ルフェヌロン
38	3, 3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩	
39	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	Clダイレクトブラック38
40	ジナトリウム=8-(3, 3'-ジメチル-4'-[4-(パラトリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート	Clアシッドレッド114
41	2, 4-ジニトロアニリン	
42	ジニトロナフタレン	
43	メタ-ジニトロベンゼン	
44	2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン	プロピルチオウラシル
45	1, 2-ジブromoエタン	EDB又は二臭化エチレン
46	1, 4-ジブromoブタン	
47	2, 3-ジブromo-1-プロパノール	
48	1, 3-ジブromoプロパン	
49	ジベンジルエーテル	
50	2, 3-ジメチルアニリン	
51	4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン(ジメチル)アンモニウム=クロリド	マラカイトグリーン塩酸塩

第二種指定化学物質(2)

*：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

号番号	物質名	別名
52	ジメチルカルバモイル＝クロリド	
53	O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト	メスルフェンホス
54	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	
55	2-(1, 3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	
56	チオアセトアミド	
57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール	TCMTB
58	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン
59	チオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジリ-O, O-ジメチル	クロルピリホスメチル
60	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	
61	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジルスホナート)	CIダイレクトブルー15
62	テトラブロモメタン	
63	オルト-テルフェニル	
64	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン	メトキシクロル
65	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバマート)鉄	ファーバム
66	トリブロモメタン	ブロモホルム
67	ナトリウム=3-([N-[4-([4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-{N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン)-2, 5-シクロヘキサジェン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ)メチル)ベンゼンスルホナート	CIアシッドバイオレット49
68	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	
69	メタ-ニトロアニリン	
70	N-ニトロソジフェニルアミン	
71	メタ-ニトロトルエン	
72	パラ-ニトロフェノール	
73	パリゴルスカイト	アタバルジヤイト
74	3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	フェノールフタレイン
75	4, 4'-ビピリジリ	
76	1-(4-ビフェニリルオキシ)-3, 3-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール	ビテルタノール
77	パラ-フェネチジン	
78	フタル酸ジシクロヘキシル	
79	1, 3-プロパンスルトン	

号番号	物質名	別名
80	N-プロピル-N-[2-(2, 4, 6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド	ブクロラズ
81	3-ブロモ-1-プロペン	臭化アリル
82	ヘキサクロロエタン	
83	ヘキサクロロシクロペンタジエン	
84	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロビシクロ[2. 2. 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸	クロレンド酸
85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ブロミド	
86	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	レスメトリン
87	パラ-ベンゾキノ	
88	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB
89	ペンタデカフルオロオクタ酸アンモニウム	
90	N-メチルアニリン	
91	6-メチル-1, 3-ジチオ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン	
92	2-メチル-5-ニトロアニリン	
93	メチルヒドラジン	
94	2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェントリン
95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム
96	4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	
97	4, 4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサナミン)	
98	硫酸ヒドラジン	
99	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	
100	りん酸ジ-ノルマル-ブチル＝フェニル	

安衛法に基づく表示・文書交付制度(1)

安衛法における表示・文書交付制度の目的・概要

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）は昭和47年に制定された法律で、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とした法律です。
- 職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法等を知らなかったことで、爆発や中毒等の労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。
- このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性などの情報が確実に伝達され、情報入手した事業者が、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要です。
- 安衛法では、労働者に危険や健康障害を及ぼすおそれのある物質について、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みとして、ラベル・SDSによる情報伝達及びリスクアセスメントを行うべきことを規定しています。
- 具体的には、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げる化学物質及びその製剤について、
 - ①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示
 - ②安全データシート（SDS）の交付
 - ③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの実施
 の3つの対策を講じなければならないこととなっています。

安衛法に基づくラベル表示・SDS交付制度の対象物質

【義務となっているもの】（※令和4年10月1日現在）

以下の(1)～(3)に該当する674物質及びそれを含有する混合物（表示・通知義務対象物質のページを参照）

- (1) 労働安全衛生法施行令別表第3第1号で定める製造許可物質（7物質）
- (2) 労働安全衛生法施行令別表第9で定める表示・通知義務対象物質（667物質）
- (3) 上記物質を含有する混合物（表示・通知義務対象物質ごとに裾切値^{*1}が定められています）

^{*1} 当該物質の含有量がその値未満の場合、ラベル表示・SDS交付の義務の対象とならない

【努力義務となっているもの】

労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15に基づき、表示義務又は文書交付義務の対象物質以外の危険有害性^{*2}を有するすべての化学物質及びそれを含有する混合物についても、ラベル表示及びSDS交付が努力義務とされています。

^{*2} JIS Z 7252において、危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するもの

【主として一般消費者の生活の用に供するための製品^{*3}は除きます】

^{*3} これには以下のものが含まれます。

- ① 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては適用除外となりません。
- ⑥ 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。ただし、いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても適用除外とはなりません。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(2)

ラベルの記載事項について

ラベルに記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。

①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ ラベル表示の名称とSDSの名称を一致させます。

②注意喚起語

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言（「危険」又は「警告」）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質に割り当てられた注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

③人体に及ぼす作用

④安定性及び反応性

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記載してください。

⑥標章（絵表示／ピクトグラム）

- ・ 黒いシンボル、十分幅広い赤い枠で表記してください。1 cm²以上の大きさが望ましいです。
- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた標章（絵表示）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の危険有害性を示す標章（絵表示）を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

⑦表示をする者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。
 なお、当該化学品の国内製造業者又は輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこととされています。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(3)

ラベル表示の方法

- 容器・包装に、ラベルを印刷又は貼付します。
- 二重包装の場合は原則として内側の包装に表示します。
- 表示事項等のすべてを印刷し、又は票せんをはりつけることが困難なときは、ラベルの記載事項のうち②から⑥までは、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができます。
- ラベルは日本語で表示します。事業場内では、取り扱う労働者が理解できる言語で表示するようにしましょう。

ラベルに関する固形物の適用除外

純物質	ラベル表示の対象物の純物質のうち、下記の金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合はラベル表示の適用除外となります。 *アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム
混合物	ラベル表示の対象物を含有する製剤（混合物）のうち、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物はラベル表示の適用除外となります。 *粉状とは、流体力学的粒子径が0.1 mm以下のインハラブル（吸引力）粒子を含むものをいいます。 *具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外となります。

＜適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの＞

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
- 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
- 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）

※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

固形物の適用除外はラベル表示のみです。SDSの交付は必要です。

SDS交付の方法

- 文書の交付のほか、相手方が容易に確認できる方法であれば、以下の方法による通知が可能です。
 - ・磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
 - ・FAX送信、電子メール送信
 - ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求めること
- SDSの交付は、化学品を譲渡提供する時までに行います。
- 継続的に反復して譲渡提供する場合においては、一度SDS交付を行えば、都度交付する必要はないとされていますが、交付漏れのないようにする必要があります。
- SDSは日本語で記載します。事業場内では、取り扱う労働者が理解できる言語で記載するようにしましょう。

表示・文書交付対象物質については、リスクアセスメントの実施が義務づけられています（安衛法第57条の3）。

労働災害防止のため、危険有害性に応じたリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講ずるよう取り組みましょう。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(4)

SDSの記載事項について

SDS（安全データシート）に記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働省が作成し公表しているモデルSDS (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx) を参考にすることができます。

①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ SDSの名称とラベルの名称を一致させます。

②成分及びその含有量

- ・ 含有する成分の化学物質名称を列記し、含有量（原則重量%）を記載します。
- ・ CAS番号、別名、官報公示整理番号を記載すればなお良いです。

③物理的及び化学的性質

- ・ モデルSDSなどを参考にして、化学物質の外観、pH、融点、沸点、引火点、蒸気圧、溶解度等を記載します。

④人体に及ぼす作用

- ・ 急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、発がん性等の有害性に関するGHS分類情報を記載します。
- ・ 混合物の場合、混合物としての有害性を記載することが原則ですが、混合物としての有害性データが無い場合には、含有する対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えありません。

⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 適切な保管条件、混触禁止物質との分離を含めた取扱い上の注意、管理濃度や許容濃度等、設備対策や保護具等の情報を記載します。このうち、保護具については、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を記載してください。

⑥流出その他の事故が発生した場合に講ずべき応急の措置

- ・ 吸入、付着、眼に入った又は飲み込んだ場合の措置等、適切な消火剤又は使用してはならない消火剤、退避措置、立入禁止措置、保護具の使用等を記載します。

⑦通知を行う者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。
なお、当該化学品の国内製造業者又は輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこととされています。

⑧危険性又は有害性の要約

- ・ 原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス及び区分、標章（絵表示）、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載してください。
- ・ 混合物の場合、混合物全体として記載することが原則ですが、混合物としての分類がなされていない場合には、含有する対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ 標章（絵表示）は白黒で差し支えありません。粉じん爆発危険性等の記載が望ましいです。

⑨安定性及び反応性

- ・ 化学物質等の危険性に関する情報（避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物）を記載します。

⑩適用される法令

- ・ 化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載します。

⑪その他参考となる事項

- ・ 出典その他、当該物質を取り扱う上で重要な事項を記載してください。

安衛法法令等(1) (令和4年10月1日現在。以下同じ)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあっては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

（文書の交付等）

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあっては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあっては、粉状のものに限る。）

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九、別表第三第一号（略） ※対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は表示・通知義務対象物質のページに掲載

安衛法法令等(2)

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

- 一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）
- 二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条 （略） ※対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は表示・通知義務対象物質のページに掲載

（名称等の表示）

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号口から二まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

（文書の交付）

第三十四条 法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する際に交付しなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第三十四条の二 令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。

第三十四条の二の二 （略） ※対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は表示・通知義務対象物質のページに掲載

（名称等の通知）

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達とする。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 危険性又は有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

安衛法法令等(3)

労働安全衛生規則(抄) つづき

【ラベル表示とSDS交付の努力義務にかかる規定】

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

一 次に掲げる事項

- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ニ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- ホ 注意喚起語
- ヘ 安定性及び反応性

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標準で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。)を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者へ通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡し又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章 (平成18年厚生労働省告示第619号)

労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本産業規格Z7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示とする。ただし、法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

- 一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識
- 二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の規定に基づき化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの (平成24年厚生労働省告示第150号)

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものは、日本産業規格Z7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A4を除く。)の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。

安衛法法令等(4)

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針

(平成24年厚生労働省告示第133号)

(目的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。）及び特定危険有害化学物質等（則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。）の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物（危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第300号）第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。）に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

(譲渡提供者による表示)

- 第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器）に、則第二十四条の十四第一項各号に掲げるもの（以下「表示事項等」という。）を表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、表示事項等を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行うものとする。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等（則第二十四条の十四第一項第一号イに掲げるものを除く。）については、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。
- 3 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。

(譲渡提供者による通知等)

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、則第二十四条の十五第一項に規定する方法により同項各号の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合には、この限りではない。

(事業者による表示及び文書の作成等)

- 第四条 事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。）は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。第三項において「容器等」という。）に、表示事項等を表示するものとする。
- 2 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
- 3 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。
- 一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号）において定める絵表示を併記すること。
 - 二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- 4 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。
- 5 事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。）は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。
- 6 事業者は、第二条第三項又は則第二十四条の十五第二項の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示（第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。）をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

(安全データシートの掲示等)

- 第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第三条第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項（以下この条においてこれらの事項が記載された文書等を「安全データシート」という。）を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。
- 2 事業者は、労働安全衛生法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。
- 3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、安全データシートを活用するものとする。

(細目)

第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

表示・通知義務対象物質(1)

物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示及び文書交付義務対象となります。

- ・その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます。
- ・ラベル裾切値、SDS裾切値は、当該物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、ラベル・SDSの義務の対象とならない値です。

(令和4年10月1日現在)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
労働安全衛生法施行令第3第1号（製造許可物質、特定化学物質第一類物質）					39	アンモニア	7664-41-7	0.2%	0.1%
1	ジクロロベンジジン及びその塩	91-94-1他	0.1%	0.1%	39-2	石綿分析用試料等 ※1	*	0.1%	0.1%
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	134-32-7他	1%	1%	40	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル ニイソシアネート	4098-71-9	1%	0.1%
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	*	0.1%	0.1%	41	イソシアナ酸メチル	624-83-9	0.3%	0.1%
4	オルトトリジン及びその塩	119-93-7他	1%	0.1%	42	イソブレン	78-79-5	1%	0.1%
5	ジアニジン及びその塩	119-90-4他	1%	0.1%	43	N-イソプロピルアニリン	768-52-5	1%	0.1%
6	ベリリウム及びその化合物	*	0.1%	0.1%	44	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メ チル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	22224-92-6	1%	0.1%
7	ベンゾトリクロロド	98-07-7	0.1%	0.1%	45	イソプロピルアミン	75-31-0	1%	1%
労働安全衛生法施行令第9					46	イソプロピルエーテル	108-20-3	1%	0.1%
1	アクリルアミド	79-06-1	0.1%	0.1%	47	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)	66332-96-5	1%	1%
2	アクリル酸	79-10-7	1%	1%	48	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	123-51-3	1%	1%
3	アクリル酸エチル	140-88-5	1%	0.1%	49	イソホロン	78-59-1	1%	0.1%
4	アクリル酸ノルマルブチル	141-32-2	1%	0.1%	50	一塩化硫黄	10025-67-9	1%	1%
5	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	999-61-1	1%	0.1%	51	一酸化炭素	630-08-0	0.3%	0.1%
6	アクリル酸メチル	96-33-3	1%	0.1%	52	一酸化窒素	10102-43-9	1%	1%
7	アクリロニトリル	107-13-1	1%	0.1%	53	一酸化二窒素	10024-97-2	0.3%	0.1%
8	アクロレイン	107-02-8	1%	1%	54	イットリウム及びその化合物	*	1%	1%
9	アジ化ナトリウム	26628-22-8	1%	1%	55	イブシロソ-カプロラクタム	105-60-2	1%	1%
10	アジピン酸	124-04-9	1%	1%	56	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	0.3%	0.1%
11	アジボニトリル	111-69-3	1%	1%	57	4, 4'-(4-イミダゾロヘキサ-2, 5-ジエニル)ジアニリン塩塩(別名Clベシックレッド9)	569-61-9	1%	0.1%
11-2	亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%	0.1%	58	インジウム	7440-74-6	1%	1%
11-3	アスファルト	8052-42-4	1%	0.1%	インジウム化合物		*	0.1%	0.1%
11-4	アセチルアセトン	123-54-6	1%	1%	59	インデン	95-13-6	1%	1%
12	アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	50-78-2	0.3%	0.1%	60	ウレタン	51-79-6	0.1%	0.1%
13	アセトアミド	60-35-5	1%	0.1%	61	エタノール	64-17-5	0.1%	0.1%
14	アセトアルデヒド	75-07-0	1%	0.1%	62	エタンチオール	75-08-1	1%	1%
15	アセトニトリル	75-05-8	1%	1%	63	エチリデンノルボルネン	16219-75-3	1%	0.1%
16	アセトフェノン	98-86-2	1%	1%	64	エチルアミン	75-04-7	1%	1%
17	アセトン	67-64-1	1%	0.1%	65	エチルエーテル	60-29-7	1%	0.1%
18	アセトンシアンヒドリン	75-86-5	1%	1%	66	エチルセカンダリーベンチルケトン	541-85-5	1%	1%
19	アニリン	62-53-3	1%	0.1%	67	エチルパラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)	2104-64-5	1%	0.1%
20	アミド硫酸アンモニウム	7773-06-0	1%	1%	68	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	944-22-9	1%	0.1%
21	2-アミノエタノール	141-43-5	1%	0.1%	69	2-エチルヘキサ酸	149-57-5	0.3%	0.1%
22	4-アミノ-6-ターシャリブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	21087-64-9	1%	1%	70	エチルベンゼン	100-41-4	0.1%	0.1%
23	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名アミトロール)	61-82-5	1%	0.1%	71	エチルメチルケトンペルオキシド	1338-23-4	1%	1%
24	4-アミノ-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-カルボン酸 (別名ピクロラム)	1918-02-1	1%	1%	72	N-エチルモルホリン	100-74-3	1%	1%
25	2-アミノピリジン	504-29-0	1%	1%	72-2	エチレン	74-85-1	1%	1%
26	亜硫酸水素ナトリウム	7631-90-5	1%	1%	73	エチレンイミン	151-56-4	0.1%	0.1%
27	アリルアルコール	107-18-6	1%	1%	74	エチレンオキシド	75-21-8	0.1%	0.1%
28	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	106-92-3	1%	0.1%	75	エチレングリコール	107-21-1	1%	1%
29	アリル水銀化合物	*	1%	0.1%	76	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	109-59-1	1%	1%
30	アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド	2179-59-1	1%	0.1%	77	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	110-80-5	0.3%	0.1%
31	亜りん酸トリメチル	121-45-9	1%	1%	78	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロ ソルブアセテート)	111-15-9	0.3%	0.1%
32	アルキルアルミニウム化合物	*	1%	1%	79	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	111-76-2	1%	0.1%
33	アルキル水銀化合物	*	0.3%	0.1%	79-2	エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	112-07-2	1%	0.1%
34	3-(アルファ-アセチルベンジル)-4-ヒドロキシマリ ン(別名ワルファリン)	81-81-2	0.3%	0.1%	80	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソル ブ)	109-86-4	0.3%	0.1%
35	アルファ、アルファ-ジクロロトルエン	98-87-3	0.1%	0.1%	81	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6	0.3%	0.1%
36	アルファ-メチルスチレン	98-83-9	1%	0.1%	82	エチレンクロヒドリン	107-07-3	0.1%	0.1%
37	アルミニウム	7429-90-5	1%	1%					
	アルミニウム水溶性塩	*	1%	0.1%					
38	アンチモン及びその化合物(三酸化二アンチモンを除く。)	*	1%	0.1%					
	三酸化二アンチモン	1309-64-4	0.1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(2)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
83	エチレンジアミン	107-15-3	1%	0.1%	136	キシレン	1330-20-7	0.3%	0.1%
84	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)	85-00-7	1%	0.1%		o-キシレン	95-47-6		
85	2-エトキシ-2, 2-ジメチルエタン	637-92-3	1%	1%		m-キシレン	108-38-3		
86	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェ ノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブックス)	80844-07-1	1%	1%		p-キシレン	106-42-3		
87	エピクロヒドリン	106-89-8	0.1%	0.1%	137	銀及びその水溶性化合物	*	1%	0.1%
88	1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン	4016-14-2	1%	1%	138	クメン	98-82-8	1%	0.1%
89	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	765-34-4	1%	0.1%	139	グルタルアルデヒド	111-30-8	1%	0.1%
90	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	0.1%	0.1%	140	クレオソート油	61789-28-4	0.1%	0.1%
91	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	122-60-1	1%	0.1%	141	クレゾール	1319-77-3	1%	0.1%
92	エメリー	1302-74-5	1%	1%		o-クレゾール	95-48-7		
93	エリオナイト	12510-42-8	0.1%	0.1%		m-クレゾール	108-39-4		
94	塩化亜鉛	7646-85-7	1%	0.1%		p-クレゾール	106-44-5		
95	塩化アリル	107-05-1	1%	0.1%	142	クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重 クロム酸及び重クロム酸塩を除く。)	*	1%	0.1%
96	塩化アンモニウム	12125-02-9	1%	1%		クロム酸及びクロム酸塩	*	0.1%	0.1%
97	塩化シアン	506-77-4	1%	1%		重クロム酸及び重クロム酸塩	*	0.1%	0.1%
98	塩化水素	7647-01-0	0.2%	0.1%	143	クロロアセチル=クロリド	79-04-9	1%	1%
99	塩化チオニル	7719-09-7	1%	1%	144	クロロアセトアルデヒド	107-20-0	1%	0.1%
100	塩化ビニル	75-01-4	0.1%	0.1%	145	クロロアセトン	78-95-5	1%	1%
101	塩化ベンジル	100-44-7	1%	0.1%	146	クロロエタン(別名塩化エチル)	75-00-3	1%	0.1%
102	塩化ベンゾイル	98-88-4	1%	1%	147	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名アトラジン)	1912-24-9	1%	0.1%
103	塩化ホスホリル	10025-87-3	1%	1%	148	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	95-83-0	1%	0.1%
104	塩素	7782-50-5	1%	1%	148-2	クロロ酢酸	79-11-8	1%	1%
105	塩素化カンフェン(別名トキサフェン)	8001-35-2	1%	0.1%	149	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	75-45-6	1%	0.1%
106	塩素化ジフェニルオキシド	31242-93-0	1%	1%	150	2-クロロ-6-トリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン)	1929-82-4	1%	1%
107	黄りん	12185-10-3	1%	0.1%	151	2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチル エーテル(別名エンフルラン)	13838-16-9	1%	0.1%
108	4, 4' -オキシビス(2-クロロアニリン)	28434-86-8	1%	0.1%	152	1-クロロ-1-ニトロプロパン	600-25-9	1%	1%
109	オキシビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラエチ ル(別名スルホテップ)	3689-24-5	1%	0.1%	153	クロロピクリン	76-06-2	1%	1%
110	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	80-51-3	1%	1%	154	クロロフェノール	25167-80-0	1%	0.1%
111	オキシビスホスホン酸四ナトリウム	7722-88-5	1%	1%		o-クロロフェノール	95-57-8		
112	オクタクロナフタレン	2234-13-1	1%	1%		m-クロロフェノール	108-43-0		
113	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘ キサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)	57-74-9	1%	0.1%		p-クロロフェノール	106-48-9		
114	2-オクタノール	123-96-6	1%	1%	155	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	126-99-8	1%	0.1%
115	オクタン	111-65-9他	1%	1%	155-2	1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%	1%
116	オゾン	10028-15-6	1%	0.1%	155-3	2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1%	1%
117	オメガ-クロロアセトフェノン	532-27-4	1%	0.1%	156	2-クロロプロピオン酸	598-78-7	1%	1%
118	オーラミン	492-80-8	1%	0.1%	157	2-クロロベンジリデンマロノニトリル	2698-41-1	1%	1%
119	オルト-アニシジン	90-04-0	1%	0.1%	158	クロロベンゼン	108-90-7	1%	0.1%
120	オルト-クロロステレン	2039-87-4	1%	1%	159	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	76-15-3	1%	1%
121	オルト-クロロトルエン	95-49-8	1%	1%	160	クロロホルム	67-66-3	1%	0.1%
122	オルト-ジクロロベンゼン	95-50-1	1%	1%	161	クロロメタン(別名塩化メチル)	74-87-3	0.3%	0.1%
123	オルト-セカンダリーブチルフェノール	89-72-5	1%	1%	162	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	95-69-2 3165-93-3	0.1%	0.1%
124	オルト-ニトロアニソール	91-23-6	1%	0.1%	162	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン -7-イル=O' O' ' -ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%	1%
125	オルト-フタジニトリル	91-15-6	1%	1%	163	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	0.1%	0.1%
126	過酸化水素	7722-84-1	1%	0.1%	164	軽油	64741-44-2	1%	0.1%
127	ガソリン	8006-61-9	1%	0.1%	165	けつ岩油	68308-34-9	0.1%	0.1%
128	カデコール	120-80-9	1%	0.1%	165 -2	結晶質シリカ	14808-60-7 他	0.1%	0.1%
129	カドミウム及びその化合物	*	0.1%	0.1%	166	ケテン	463-51-4	1%	1%
130	カーボンブラック	1333-86-4	1%	0.1%	167	ゲルマン	7782-65-2	1%	1%
131	カルシウムシアナミド	156-62-7	1%	1%	168	鉱油	*	1%	0.1%
132	ぎ酸	64-18-6	1%	1%	169	五塩化りん	10026-13-8	1%	1%
133	ぎ酸エチル	109-94-4	1%	1%	170	固形パラフィン	8002-74-2	1%	1%
134	ぎ酸メチル	107-31-3	1%	1%	171	五酸化バナジウム	1314-62-1	0.1%	0.1%
135	キシリジン	1300-73-8	1%	0.1%	172	コバルト及びその化合物	*	0.1%	0.1%
	2, 3-キシリジン	87-59-2			173	五弗化臭素	7789-30-2	1%	1%
	2, 4-キシリジン	95-68-1			174	コールタール	*	0.1%	0.1%
	2, 5-キシリジン	95-78-3			175	コールタールナフサ	*	1%	1%
	2, 6-キシリジン	87-62-7			176	酢酸	64-19-7	1%	1%
	3, 4-キシリジン	95-64-7							
	3, 5-キシリジン	108-69-0							

表示・通知義務対象物質(3)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値
177	酢酸エチル	141-78-6	1%	1%	227	1, 4-ジオキサン	123-91-1	1%	0.1%
178	酢酸1, 3-ジメチルブチル	108-84-9	1%	1%	228	1, 4-ジオキサン-2, 3-ジイリジチオビス(チオホスホン酸)O, O', O' -テトラエチル(別名ジオキサチオン)	78-34-2	1%	1%
179	酢酸鉛	301-04-2	0.3%	0.1%	229	1, 3-ジオキソラン	646-06-0	1%	0.1%
180	酢酸ビニル	108-05-4	1%	0.1%	230	シクロヘキサノール	108-93-0	1%	0.1%
181	酢酸ブチル	下記	1%	1%	231	シクロヘキサノン	108-94-1	1%	0.1%
	酢酸n-ブチル	123-86-4			232	シクロヘキサノ	110-82-7	1%	1%
	酢酸イソブチル	110-19-0			233	シクロヘキシルアミン	108-91-8	0.1%	0.1%
	酢酸tert-ブチル	540-88-5			234	2-シクロヘキシルピフェニル	10470-01-6	1%	0.1%
	酢酸sec-ブチル	105-46-4			235	シクロヘキセン	110-83-8	1%	1%
182	酢酸プロピル	下記	1%	1%	236	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	12079-65-1	1%	1%
	酢酸n-プロピル	109-60-4			237	シクロペンタジエン	542-92-7	1%	1%
	酢酸イソプロピル	108-21-4			238	シクロペンタン	287-92-3	1%	1%
183	酢酸ベンジル	140-11-4	1%	1%	239	ジクロロアセチレン	7572-29-4	1%	1%
184	酢酸ベンチル(別名酢酸アミル)	628-63-7他	1%	0.1%	240	ジクロロエタン	下記	1%	0.1%
	酢酸n-ベンチル(別名酢酸n-アミル)	628-63-7				1, 1-ジクロロエタン	75-34-3		
	酢酸イソベンチル(別名酢酸イソアミル)	123-92-2				1, 2-ジクロロエタン	107-06-2		
185	酢酸メチル	79-20-9	1%	1%	241	ジクロロエチレン	下記	1%	0.1%
186	サチライシン	9014-01-1	1%	0.1%		1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4		
187	三塩化りん	7719-12-2	1%	1%		1, 2-ジクロロエチレン	540-59-0		
188	酸化亜鉛	1314-13-2	1%	0.1%	241-2	ジクロロ酢酸	79-43-6	1%	0.1%
189	酸化アルミニウム	1344-28-1	1%	1%	242	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	0.1%	0.1%
190	酸化カルシウム	1305-78-8	1%	1%	243	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	75-71-8	1%	1%
191	酸化チタン(Ⅳ)	13463-67-7	1%	0.1%	244	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	118-52-5	1%	1%
192	酸化鉄	1309-37-1	1%	1%	245	3, 5-ジクロロ-2, 6-ジメチル-4-ピリジノール(別名クロピドール)	2971-90-6	1%	1%
193	1, 2-酸化ブチレン	106-88-7	1%	0.1%	246	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	76-14-2	1%	1%
194	酸化プロピレン	75-56-9	0.1%	0.1%	247	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	306-83-2	1%	1%
195	酸化メシチル	141-79-7	1%	0.1%	248	1, 1-ジクロロ-1-ニトロエタン	594-72-9	1%	1%
196	三酸化二ほう素	1303-86-2	1%	1%	249	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名ジウロン)	330-54-1	1%	1%
197	三臭化ほう素	10294-33-4	1%	1%	250	2, 4-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	136-78-7	1%	1%
197-2	三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%	0.1%	251	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7	1%	0.1%
198	三弗化塩素	7790-91-2	1%	1%	252	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	764-41-0	0.1%	0.1%
199	三弗化ほう素	7637-07-2	1%	1%	253	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	75-43-4	1%	0.1%
200	次亜塩素酸カルシウム	7778-54-3	1%	0.1%	254	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5	0.1%	0.1%
201	N, N' -ジアセチルベンジジン	613-35-4	1%	0.1%	255	2, 2-ジクロロプロピオン酸	75-99-0	1%	1%
202	ジアセトンアルコール	123-42-2	1%	0.1%	256	1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6	1%	0.1%
203	ジアゾメタン	334-88-3	0.2%	0.1%	257	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	75-09-2	1%	0.1%
204	シアナミド	420-04-2	1%	0.1%	258	四酸化オスミウム	20816-12-0	1%	1%
205	2-シアノアクリル酸エチル	7085-85-0	1%	0.1%	259	ジシアン	460-19-5	1%	1%
206	2-シアノアクリル酸メチル	137-05-3	1%	0.1%	260	ジシクロペンタジエニル鉄	102-54-5	1%	1%
207	2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4	1%	0.1%	261	ジシクロペンタジエン	77-73-6	1%	1%
208	4, 4' -ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4	1%	0.1%	262	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クロゾール	128-37-0	1%	0.1%
209	4, 4' -ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1	1%	0.1%	263	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	50512-35-1	1%	1%
210	4, 4' -ジアミノ-3, 3' -ジメチルジフェニルメタン	838-88-0	1%	0.1%	264	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマルプロピル(別名スルプロホス)	35400-43-2	1%	1%
211	2, 4-ジアミトレン	95-80-7	1%	0.1%	265	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	298-04-4	1%	0.1%
212	四アルキル鉛	*	—	0.1%	266	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)	298-02-2	1%	0.1%
213	シアン化カリウム	151-50-8	1%	1%	266-2	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルプロホス)	13071-79-9	1%	0.1%
214	シアン化カルシウム	592-01-8	1%	1%	267	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾリアジン-3(4H)-イリル)メチル](別名アジンホスメチル)	86-50-0	1%	0.1%
215	シアン化水素	74-90-8	1%	1%	268	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	121-75-5	1%	0.1%
216	シアン化ナトリウム	143-33-9	1%	0.1%	269	ジナトリウム=4-[(2, 4-ジメチルフェニル)アゾ]-3-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-MX)	3761-53-3	1%	0.1%
217	ジイソブチルケトン	108-83-8	1%	1%	270	ジナトリウム=8-[[[3, 3' -ジメチル-4' -[[[4-[[[4-メチルフェニル]スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ]]1, 1' -ビフェニル]-4-イリル]アゾ]-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名Clアシッドレッド114)	6459-94-5	1%	0.1%
218	ジイソプロピルアミン	108-18-9	1%	1%		271	ジナトリウム=3-ヒドロキシ-4-[(2, 4, 5-トリメチルフェニル)アゾ]-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-3R)	3564-09-8	1%
219	ジエタノールアミン	111-42-2	1%	0.1%	272	2, 4-ジニトロトルエン	121-14-2	1%	0.1%
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	1%	1%					
221	ジエチルアミン	109-89-7	1%	1%					
222	ジエチルケトン	96-22-0	1%	1%					
223	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	56-38-2	1%	0.1%					
224	1, 2-ジエチルヒドラジン	1615-80-1	1%	0.1%					
224-2	N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%	1%					
224-3	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%	1%					
225	ジエチレントリアミン	111-40-0	0.3%	0.1%					
226	四塩化炭素	56-23-5	1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(4)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
273	ジニトロベンゼン	25154-54-5	1%	0.1%	323	スチレン	100-42-5	0.3%	0.1%
274	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール	102-81-8	1%	1%	324	ステアリン酸亜鉛	557-05-1	1%	1%
275	ジ-ノルマル-プロピルケトン	123-19-3	1%	1%	325	ステアリン酸ナトリウム	822-16-2	1%	1%
276	ジビニルベンゼン	1321-74-0	1%	0.1%	326	ステアリン酸鉛	1072-35-1	0.1%	0.1%
277	ジフェニルアミン	122-39-4	1%	0.1%	327	ステアリン酸マグネシウム	557-04-0	1%	1%
278	ジフェニルエーテル	101-84-8	1%	1%	328	ストリキニーネ	57-24-9	1%	1%
279	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB)	106-93-4	0.1%	0.1%	329	石油エーテル	*	1%	1%
280	1, 2-ジプロモ-3-クロロプロパン	96-12-8	0.1%	0.1%	330	石油ナフサ	*	1%	1%
281	ジプロモジフルオロメタン	75-61-6	1%	1%	331	石油ベンジン	*	1%	1%
282	ジベンゾイルペルオキシド	94-36-0	1%	0.1%	332	セスキ炭酸ナトリウム	533-96-0	1%	1%
283	ジボラン	19287-45-7	1%	1%	333	セレン及びその化合物	*	1%	0.1%
284	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	1%	0.1%	334	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン(別名プロフェジン)	69327-76-0	1%	1%
285	N, N-ジメチルアニリン	121-69-7	1%	1%	335	タリウム及びその水溶性化合物	*	0.1%	0.1%
286	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサン-2, 5-ジエン-1-イリデン](エチル)(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B)	1694-09-3	1%	0.1%	336	炭化けい素	409-21-2	0.1%	0.1%
287	ジメチルアミン	124-40-3	1%	0.1%	337	タングステン及びその水溶性化合物	*	1%	1%
288	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)	8022-00-2	1%	0.1%	338	タンタル及びその酸化物	*	1%	1%
289	ジメチルエトキシシラン	14857-34-2	1%	0.1%	339	チオジ(パラ-フェニレン)-ジオキシビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラメチル(別名テモス)	3383-96-8	1%	1%
290	ジメチルカルバモイル=クロリド	79-44-7	0.1%	0.1%	340	チオ尿素	62-56-6	1%	0.1%
291	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	62-73-7	1%	0.1%	341	4, 4' -チオビス(6-ターシャリーブチル-3-メチルフェノール)	96-69-5	1%	1%
292	ジメチルジスルフィド	624-92-0	1%	0.1%	342	チオフェノール	108-98-5	1%	0.1%
292	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%	0.1%	343	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	333-41-5	1%	0.1%
293	N, N-ジメチルニトロソアミン	62-75-9	0.1%	0.1%	344	チオリン酸O, O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)	8065-48-3	1%	0.1%
294	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	298-00-0	1%	0.1%	345	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	119-12-0	1%	1%
295	ジメチルヒドラジン	下記	0.1%	0.1%	346	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	2921-88-2	1%	1%
	1, 1-ジメチルヒドラジン	57-14-7			347	チオリン酸O, O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	115-90-2	1%	1%
	1, 2-ジメチルヒドラジン	540-73-8			348	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(2, 4, 5-トリクロロフェニル)(別名ロンネル)	299-84-3	1%	0.1%
296	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド(別名バニコート)	1910-42-5	1%	1%	349	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	122-14-5	1%	1%
297	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム2メタンスルホン酸塩	2074-50-2	1%	1%	350	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	55-38-9	1%	0.1%
298	2-(4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルアミノ)カルボニルアミノスルフォニル安息香酸メチル(別名スルホメチンメチル)	74222-97-2	1%	0.1%	351	デカボラン	17702-41-9	1%	1%
299	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	0.3%	0.1%	352	鉄水溶性塩	*	1%	1%
300	1-[(2, 5-ジメトキシフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名シトラスレッドナフ-2)	6358-53-8	1%	0.1%	353	1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスバースブルー-1)	2475-45-8	1%	0.1%
301	臭化エチル	74-96-4	1%	0.1%	354	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	97-77-8	1%	0.1%
302	臭化水素	10035-10-6	1%	1%	355	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	107-49-3	1%	1%
303	臭化メチル	74-83-9	1%	0.1%	356	テトラエトキシシラン	78-10-4	1%	1%
304	しゅう酸	144-62-7	1%	0.1%	357	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	79-34-5	1%	0.1%
305	臭素	7726-95-6	1%	1%	358	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	2425-06-1	0.1%	0.1%
306	臭素化ビフェニル	*	1%	0.1%	359	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4	0.1%	0.1%
307	硝酸	7697-37-2	1%	1%	360	4, 5, 6, 7-テトラクロロ-1, 3-ジヒドロベンゾ[c]フラン-2-オン(別名フサライド)	27355-22-2	1%	1%
308	硝酸アンモニウム	6484-52-2	—	—	361	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	76-12-0	1%	1%
309	硝酸ノルマル-プロピル	627-13-4	1%	1%	362	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	1746-01-6	0.1%	0.1%
310	しょう脳	76-22-2	1%	1%	363	テトラクロロナフタレン	1335-88-2	1%	1%
311	シラン	7803-62-5	1%	1%	364	テトラナトリウム=3, 3' -[[[3, 3' -ジメチル-4, 4' -ビフェニレン]ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名トリャンブルー)	72-57-1	1%	0.1%
313	ジルコニウム化合物	*	1%	1%	365	テトラナトリウム=3, 3' -[[[3, 3' -ジメトキシ-4, 4' -ビフェニレン]ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名Clダイレクトブルー-15)	2429-74-5	1%	0.1%
314	人造鉱物繊維(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	*	1%	1%	366	テトラニトロメタン	509-14-8	1%	0.1%
	リフラクトリーセラミックファイバー	142844-00-6	1%	0.1%	367	テトラヒドロフラン	109-99-9	1%	0.1%
315	水銀及びその無機化合物	*	0.3%	0.1%	367-2	テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%	0.1%
316	水酸化カリウム	1310-58-3	1%	1%	368	テトラフルオロエチレン	116-14-3	1%	0.1%
317	水酸化カルシウム	1305-62-0	1%	1%					
318	水酸化セシウム	21351-79-1	1%	1%					
319	水酸化ナトリウム	1310-73-2	1%	1%					
320	水酸化リチウム	1310-65-2	0.3%	0.1%					
320-2	水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%	1%					
321	水素化リチウム	7580-67-8	0.3%	0.1%					
322	すず及びその化合物	*	1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(5)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値
369	1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン	79-27-6	1%	1%	420	5-ニトロアセナフテン	602-87-9	1%	0.1%
370	テトラブロモメタン	558-13-4	1%	1%	421	ニトロエタン	79-24-3	1%	1%
371	テトラメチルこはく酸ニトリル	3333-52-6	1%	1%	422	ニトログリコール	628-96-6	1%	1%
372	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	137-26-8	0.1%	0.1%	423	ニトログリセリン	55-63-0	—	—
373	テトラメキシシラン	681-84-5	1%	1%	424	ニトロセルローズ	9004-70-0	—	—
374	テトリル	479-45-8	1%	0.1%	425	N-ニトロソモルホリン	59-89-2	1%	0.1%
375	テルフェニル	26140-60-3	1%	1%	426	ニトロトルエン	1321-12-6	0.1%	0.1%
376	テルル及びその化合物	*	1%	0.1%		o-ニトロトルエン	88-72-2		
377	テレピン油	8006-64-2	1%	0.1%		m-ニトロトルエン	99-08-1		
378	テレフタル酸	100-21-0	1%	1%		p-ニトロトルエン	99-99-0		
379	銅及びその化合物	*	1%	0.1%	427	ニトロプロパン	下記	1%	0.1%
380	灯油	8008-20-6	1%	0.1%		1-ニトロプロパン	108-03-2		
381	トリエタノールアミン	102-71-6	1%	0.1%		2-ニトロプロパン	79-46-9		
382	トリエチルアミン	121-44-8	1%	1%	428	ニトロベンゼン	98-95-3	1%	0.1%
383	トリクロロエタン	下記	1%	0.1%	429	ニトロメタン	75-52-5	1%	0.1%
	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6			430	乳酸ノルマル-ブチル	138-22-7	1%	1%
	1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5			431	二硫化炭素	75-15-0	0.3%	0.1%
384	トリクロロエチレン	79-01-6	0.1%	0.1%	432	ノナン	111-84-2他	1%	1%
385	トリクロロ酢酸	76-03-9	1%	0.1%	433	ノルマル-ブチルアミン	109-73-9	1%	1%
386	1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	76-13-1	1%	1%	434	ノルマル-ブチルエチルケトン	106-35-4	1%	1%
387	トリクロロナフタレン	1321-65-9	1%	1%	435	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6	1%	0.1%
388	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)	50-29-3	0.1%	0.1%	436	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	17804-35-2	0.1%	0.1%
389	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メキシクロル)	72-43-5	1%	0.1%	437	白金及びその水溶性塩	*	1%	0.1%
390	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5	0.3%	0.1%	438	ハフニウム及びその化合物	*	1%	1%
391	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	75-69-4	1%	0.1%	439	パラ-アニシジン	104-94-9	1%	1%
392	1, 2, 3-トリクロロプロパン	96-18-4	0.1%	0.1%	440	パラ-クロロアニリン	106-47-8	1%	0.1%
393	1, 2, 4-トリクロロベンゼン	120-82-1	1%	1%	441	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7	0.3%	0.1%
394	トリクロロメチルスルフェニル=クロリド	594-42-3	1%	1%	442	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	1%	0.1%
395	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタン)	133-06-2	1%	0.1%	443	パラ-ターシャリー-ブチルトルエン	98-51-1	0.3%	0.1%
396	トリクロロヘキシル「すず」=ヒドロキシド	13121-70-5	1%	1%	444	パラ-ニトロアニリン	100-01-6	1%	0.1%
397	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	2451-62-9	0.1%	0.1%	445	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	1%	0.1%
398	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーマム)	14484-64-1	1%	0.1%	446	パラ-フェニルアゾアニリン	60-09-3	1%	0.1%
399	トリニトロトルエン	118-96-7	1%	0.1%	447	パラ-ベンゾキノ	106-51-4	1%	1%
400	トリフェニルアミン	603-34-9	1%	1%	448	パラ-メキシフェノール	150-76-5	1%	1%
401	トリブロモメタン	75-25-2	1%	0.1%	449	バリウム及びその水溶性化合物	*	1%	1%
402	2-トリメチルアセチル-1, 3-インダンジオン	83-26-1	1%	1%	450	ピクリン酸	88-89-1	—	—
403	トリメチルアミン	75-50-3	1%	1%	451	ビス(2, 3-エポキシプロピル)エーテル	2238-07-5	1%	1%
404	トリメチルベンゼン	25551-13-7	1%	1%	452	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	101-90-6	1%	0.1%
405	トリレンジイソシアネート	26471-62-5他	1%	0.1%	453	ビス(2-クロロエチル)エーテル	111-44-4	1%	1%
406	トルイジン	26915-12-8	0.1%	0.1%	454	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	505-60-2	0.1%	0.1%
	o-トルイジン	95-53-4			455	N, N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド	126-85-2	0.1%	0.1%
	m-トルイジン	108-44-1			456	ビス(ジチオリン酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル(別名エチオン)	563-12-2	1%	1%
	p-トルイジン	106-49-0			457	ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル	3033-62-3	1%	1%
407	トルエン	108-88-3	0.3%	0.1%	458	砒素及びその化合物	*	0.1%	0.1%
408	ナフタレン	91-20-3	1%	0.1%	459	ヒドラジン	302-01-2	1%	0.1%
409	1-ナフチルチオ尿素	86-88-4	1%	1%	460	ヒドラジン-水和物	7803-57-8	1%	0.1%
410	1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	63-25-2	1%	1%	461	ヒドロキノ	123-31-9	0.1%	0.1%
411	鉛及びその無機化合物	*	0.1%	0.1%	462	4-ピニル-1-シクロヘキセン	100-40-3	1%	0.1%
412	二亜硫酸ナトリウム	7681-57-4	1%	1%	463	4-ピニルシクロヘキセンジオキシド	106-87-6	1%	0.1%
413	ニコチン	54-11-5	1%	0.1%	464	ピニルトルエン	25013-15-4	1%	1%
414	二酸化硫黄	7446-09-5	1%	1%	464-2	N-ピニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%	0.1%
415	二酸化塩素	10049-04-4	1%	1%	465	ピフェニル	92-52-4	1%	0.1%
416	二酸化窒素	10102-44-0	1%	0.1%	466	ピペラジン二塩酸塩	142-64-3	1%	1%
417	二硝酸プロピレン	6423-43-4	1%	1%	467	ピリジン	110-86-1	1%	0.1%
418	ニッケル	7440-02-0	1%	0.1%	468	ピトラム	8003-34-7	1%	0.1%
	ニッケル化合物	*	0.1%	0.1%	468-2	フェニルイソシアネート	103-71-9	1%	0.1%
	ニッケルカルボニル	13463-39-3			469	フェニルオキシラン	96-09-3	0.1%	0.1%
419	ニトリロ三酢酸	139-13-9	1%	0.1%	470	フェニルヒドラジン	100-63-0	1%	0.1%
					471	フェニルホスフィン	638-21-1	1%	0.1%

表示・通知義務対象物質(6)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
472	フェニレンジアミン	25265-76-3	1%	0.1%
	o-フェニレンジアミン	95-54-5		
	m-フェニレンジアミン	108-45-2		
	p-フェニレンジアミン	106-50-3		
473	フェノチアジン	92-84-2	1%	1%
474	フェノール	108-95-2	0.1%	0.1%
475	フェロバナジウム	12604-58-9	1%	1%
476	1, 3-ブタジエン	106-99-0	0.1%	0.1%
477	ブタノール	下記	1%	0.1%
	1-ブタノール	71-36-3		
	2-ブタノール	78-92-2		
	イソブタノール(イソブチルアルコール)	78-83-1		
	tert-ブタノール	75-65-0		
478	フタル酸ジエチル	84-66-2	1%	0.1%
479	フタル酸ジ-n-ブチル	84-74-2	0.3%	0.1%
480	フタル酸ジメチル	131-11-3	1%	1%
481	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	117-81-7	0.3%	0.1%
482	ブタン	106-97-8他	1%	1%
482-2	2, 3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	431-03-8	1%	0.1%
483	1-ブタンチオール	109-79-5	1%	1%
484	弗化カルボニル	353-50-4	1%	1%
485	弗化ビニリデン	75-38-7	1%	1%
486	弗化ビニル	75-02-5	0.1%	0.1%
487	弗素及びその水溶性無機化合物 弗化水素	* 7664-39-3	1%	0.1%
488	2-ブテナール	123-73-9	0.1%	0.1%
488-2	ブテン	25167-67-3	1%	1%
	1-ブテン	106-98-9		
	2-ブテン	107-01-7		
	イソブテン	115-11-7		
489	フルオロ酢酸ナトリウム	62-74-8	1%	1%
490	フルフラール	98-01-1	1%	0.1%
491	フルフリルアルコール	98-00-0	1%	1%
492	1, 3-プロパンスルトン	1120-71-4	0.1%	0.1%
492-2	プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%	1%
493	プロピオン酸	79-09-4	1%	1%
494	プロピルアルコール	下記	1%	0.1%
	n-プロピルアルコール	71-23-8		
	イソプロピルアルコール	67-63-0		
495	プロピレンイミン	75-55-8	1%	0.1%
496	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2	1%	1%
497	2-プロピン-1-オール	107-19-7	1%	1%
497-2	プロペン	115-07-1	1%	1%
498	プロモエチレン	593-60-2	0.1%	0.1%
499	2-プロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名ハロタン)	151-67-7	1%	0.1%
500	プロモクロメタン	74-97-5	1%	1%
501	プロモジクロメタン	75-27-4	1%	0.1%
502	5-プロモ-3-セカンダリブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名プロマシル)	314-40-9	1%	0.1%
503	プロモトリフルオロメタン	75-63-8	1%	1%
503-2	1-プロモプロパン	106-94-5	1%	0.1%
504	2-プロモプロパン	75-26-3	0.3%	0.1%
504-2	3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%	1%
505	ヘキサクロエタン	67-72-1	1%	0.1%
506	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタナフタレン(別名ディルドリン)	60-57-1	0.3%	0.1%
507	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタナフタレン(別名エンドリン)	72-20-8	1%	1%

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
508	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名リンデン)	608-73-1 58-89-9	1%	0.1%
509	ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4	1%	0.1%
510	ヘキサクロナフタレン	1335-87-1	1%	1%
511	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロピシクロ[2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	115-28-6	1%	0.1%
512	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタナフタレン(別名アルドリン)	309-00-2	1%	0.1%
513	ヘキサクロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)	115-29-7	1%	1%
514	ヘキサクロベンゼン	118-74-1	0.3%	0.1%
515	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン(別名シクロナイト)	121-82-4	1%	1%
516	ヘキサフルオロアセトン	684-16-2	1%	0.1%
516-2	ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%	1%
516-3	ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%	1%
517	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	680-31-9	0.1%	0.1%
518	ヘキサメチレンジアミン	124-09-4	1%	0.1%
519	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	1%	0.1%
520	ヘキサン	110-54-3他	1%	0.1%
	n-ヘキサン	110-54-3		
521	1-ヘキセン	592-41-6	1%	1%
522	ペーターブチロラクトン	3068-88-0 36536-46-6	1%	0.1%
523	ペータープロピオラクトン	57-57-8	0.1%	0.1%
524	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-2, 3-エポキシ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロエポキシド)	1024-57-3	0.3%	0.1%
525	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロ)	76-44-8	0.3%	0.1%
526	ヘプタン	142-82-5他	1%	1%
527	ペルオキシニ硫酸アンモニウム	7727-54-0	1%	0.1%
528	ペルオキシニ硫酸カリウム	7727-21-1	1%	0.1%
529	ペルオキシニ硫酸ナトリウム	7775-27-1	1%	0.1%
530	ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%	0.1%
	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	3825-26-1	1%	0.1%
530-2	ベンジルアルコール	100-51-6	1%	1%
531	ベンゼン	71-43-2	0.1%	0.1%
532	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	552-30-7	1%	0.1%
533	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	1%	0.1%
534	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	0.1%	0.1%
535	ベンゾフラン	271-89-6	1%	0.1%
536	ベンゾ[e]フルオラセン	205-99-2	0.1%	0.1%
537	ペンタクロナフタレン	1321-64-8	1%	1%
538	ペンタクロニトロベンゼン	82-68-8	1%	0.1%
539	ペンタクロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	0.3%	0.1%
540	1-ペンタナール	110-62-3	1%	1%
541	1, 1, 3, 3, 3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名PFIB)	382-21-8	1%	1%
542	ペンタボラン	19624-22-7	1%	1%
543	ペンタン	109-66-0他	1%	1%
544	ほう酸	10043-35-3	0.3%	0.1%
	ほう酸ナトリウム	1303-96-4	1%	0.1%
545	ホスゲン	75-44-5	1%	1%
545-2	ポルトランドセメント	65997-15-1	1%	1%
546	(2-ホルミルヒドラジノ)-4-(5-ニトロ-2-フリル)チアゾール	3570-75-0	1%	0.1%
547	ホルムアミド	75-12-7	0.3%	0.1%
548	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.1%	0.1%
549	マゼンタ	632-99-5	1%	0.1%
550	マンガン 無機マンガン化合物	7439-96-5 *	1%	0.1%
551	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	64742-47-8	1%	1%

表示・通知義務対象物質(7)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
552	無水酢酸	108-24-7	1%	1%
553	無水フタル酸	85-44-9	1%	0.1%
554	無水マレイン酸	108-31-6	1%	0.1%
555	メタキシレンジアミン	1477-55-0	1%	0.1%
556	メタクリル酸	79-41-4	1%	1%
557	メタクリル酸メチル	80-62-6	1%	0.1%
558	メタクリロニトリル	126-98-7	0.3%	0.1%
559	メタジシアノベンゼン	626-17-5	1%	1%
560	メタノール	67-56-1	0.3%	0.1%
561	メタンスルホン酸エチル	62-50-0	0.1%	0.1%
562	メタンスルホン酸メチル	66-27-3	0.1%	0.1%
563	メチラール	109-87-5	1%	1%
564	メチルアセチレン	74-99-7	1%	1%
565	N-メチルアニリン	100-61-8	1%	1%
566	2, 2' - [[4-(メチルアミノ)-3-ニトロフェニル]アミ ノ]ジエタノール(別名HCブルーナンバー1)	2784-94-3	1%	0.1%
567	N-メチルアミノホスホン酸O-(4-ターシャリーブチル -2-クロロフェニル)-O-メチル(別名クルホメート)	299-86-5	1%	1%
568	メチルアミン	74-89-5	0.1%	0.1%
569	メチルイソブチルケトン	108-10-1	1%	0.1%
570	メチルエチルケトン	78-93-3	1%	1%
571	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル (別名プロボキスル)	114-26-1	0.1%	0.1%
572	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル -7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	1563-66-2	1%	1%
573	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェンブカルブ)	3766-81-2	1%	1%
574	メチルシクロヘキサノール	25639-42-3他	1%	1%
575	メチルシクロヘキサノン	1331-22-2他	1%	1%
576	メチルシクロヘキサノール	108-87-2	1%	1%
577	2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	12108-13-3	1%	1%
578	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	534-52-1	0.1%	0.1%
579	2-メチル-3, 5-ジニトロベンズアミド(別名ジニトルミ ド)	148-01-6	1%	1%
580	メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	1634-04-4	1%	0.1%
581	5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ[3, 4-b]ベンゾチア ゾール(別名トリジクラゾール)	41814-78-2	1%	1%
582	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	97-56-3	0.1%	0.1%
582-2	メチルナフタレン	下記		
	1-メチルナフタレン	90-12-0	1%	1%
	2-メチルナフタレン	91-57-6		
582-3	2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%	0.1%
583	2-メチル-1-ニトロアントラキノン	129-15-7	1%	0.1%
584	N-メチル-N-ニトロソカルバミン酸エチル	615-53-2	1%	0.1%
585	メチルノルマルブチルケトン	591-78-6	1%	1%
586	メチルノルマルベンチルケトン	110-43-0	1%	1%
587	メチルヒドラジン	60-34-4	1%	0.1%
588	メチルビニルケトン	78-94-4	1%	0.1%
588-2	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%	0.1%
589	1-[(2-メチルフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名 オイルオレンジSS)	2646-17-5	1%	0.1%
590	メチルプロピルケトン	107-87-9	1%	1%
591	5-メチル-2-ヘキサノン	110-12-3	1%	1%
592	4-メチル-2-ペンタノール	108-11-2	1%	1%
593	2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	107-41-5	1%	1%
594	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベ ンズアミド(別名メプロニル)	55814-41-0	1%	1%
595	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチ ミデート(別名メソミル)	16752-77-5	1%	1%
596	メチルメルカプタン	74-93-1	1%	1%
597	4, 4' -メチレンジアニリン	101-77-9	1%	0.1%
598	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシル)＝ジイソシアネート	5124-30-1	1%	0.1%
599	メチレンビス(4, 1-フェニル)＝ジイソシアネート(別名 MDI) ※2	101-68-8	1%	0.1%

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
600	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8	1%	0.1%
601	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	34590-94-8	1%	1%
601-2	2-メトキシ-2-メチルブタン(別名ターシャリーアミルメチ ルエーテル)	994-05-8	1%	0.1%
602	メルカプタ酸	68-11-1	1%	0.1%
603	モリブデン及びその化合物	*	1%	0.1%
	酸化モリブデン(VI) (別名 三酸化モリブデン)	1313-27-5	1%	0.1%
604	モルホリン	110-91-8	1%	1%
606	沃素	7553-56-2	1%	0.1%
	沃素化合物(沃化物)	*	1%	1%
607	ヨードホルム	75-47-8	1%	1%
607-2	硫化カルボニル	463-58-1	1%	1%
608	硫化ジメチル	75-18-3	1%	1%
609	硫化水素	7783-06-4	1%	1%
610	硫化水素ナトリウム	16721-80-5	1%	1%
611	硫化ナトリウム	1313-82-2	1%	1%
612	硫化りん	1314-80-3 1314-85-8	1%	1%
613	硫酸	7664-93-9	1%	1%
614	硫酸ジイソプロピル	2973-10-6	1%	0.1%
615	硫酸ジエチル	64-67-5	0.1%	0.1%
616	硫酸ジメチル	77-78-1	0.1%	0.1%
617	りん化水素	7803-51-2	1%	1%
618	りん酸	7664-38-2	1%	1%
619	りん酸ジノルマルブチル	107-66-4	1%	1%
620	りん酸ジノルマルブチル＝フェニル	2528-36-1	1%	1%
621	りん酸1, 2-ジブromo-2, 2-ジクロロエチル＝ジメチル (別名ナレド)	300-76-5	1%	0.1%
622	りん酸ジメチル＝(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイ ル)-1-プロペン-2-イル(別名ジクロトホス)	141-66-2	1%	1%
623	りん酸ジメチル＝(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1 -プロペン-2-イル(別名モノクロトホス)	6923-22-4	1%	1%
624	りん酸ジメチル＝1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2 -イル(別名メピンホス)	7786-34-7	1%	1%
625	りん酸トリ(オルトトリル)	78-30-8	1%	1%
626	りん酸トリス(2, 3-ジブromoプロピル)	126-72-7	0.1%	0.1%
627	りん酸トリノルマルブチル	126-73-8	1%	1%
628	りん酸トリフェニル	115-86-6	1%	1%
629	レソルシノール	108-46-3	1%	0.1%
630	六塩化ブタジエン	87-68-3	1%	0.1%
631	ロジウム及びその化合物	*	1%	0.1%
632	ロジン	8050-09-7	1%	0.1%
633	ロテノン	83-79-4	1%	1%

※1 番号39-2の「石綿分析用試料等」とは、石綿のうち労働安全衛生法施行令第16条第1項第4号イから八までに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限りま

※2 番号599の「MDI」は「4,4'-MDI」のみを指します。

※ 番号312、605は欠番です。

※ 「-」は裾切値の設定がないことを示します。

なお、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が0.1%未満のものは除きます。

※ CAS番号は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合に異なるCAS番号が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行うものとします。

※ CAS 番号欄の「*」は、該当物質が多数あるなどにより特定できないことを示します。

●職場のあんぜんサイトもご利用ください。

職場のあんぜんサイト SDS

検索

毒劇法に基づく容器等への表示及び情報提供について

毒物及び劇物取締法について

- 毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。
- 具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売又は授与（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っています。

- 毒物及び劇物取締法 Q & A

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa.pdf>

毒劇法における容器等への表示及び情報提供の義務

- 毒劇法における毒物又は劇物に該当する場合、容器・被包への表示、その毒物劇物の情報（SDS）の提供が義務となります。毒物・劇物に関わる以下の方々が対象となります。
 - ◇ 毒物劇物の製造、輸入、販売又は授与を行う方（製造業者、輸入業者、販売業者）
主な対象：化学品の製造業者、輸入業者、販売店、小売店の方
※製造・輸入については、販売又は授与の目的での製造・輸入に限ります。
 - ◇ 毒物劇物を使用される方（業務上取扱者）
主な対象：試験研究機関、特定の農薬を使用する農業団体の方
- なお、以下に該当する場合、SDS提供の義務はありません（容器等への表示義務はあります）。
 - ◇ 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
 - ◇ 毒物及び劇物取締法施行令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

毒物・劇物とは

- 毒劇法における毒物・劇物は、以下に記載されています。
毒物：毒劇法別表第1、毒物及び劇物指定令（以下「指定令」という。）第1条に記載されている物質
劇物：毒劇法別表第2、指定令第2条に記載されている物質
- 毒劇法別表や指定令には、毒物・劇物が以下のように記載されています。
 1. 物質名のみ記載されている場合
例) キシレン
→ 化学的純品（毒劇法においては「原体」という。いわゆる100%の物質）のみ対象となる。
例えば、キシレン50%を含有する製剤は、毒劇法の対象外となる。
 2. 「〇〇を含有する製剤」と記載されている場合（以下の3、4の場合を除く）
例) クロルピクリンを含有する製剤
→ クロルピクリンがどのような濃度であっても、毒劇法の対象となる。
ただし、不純物（意図的に添加していないもの）は除く。
 3. 「〇〇を含有する製剤。ただし、△%以下を含有するものを除く」と記載されている場合
例) 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
→ 5%以下の水酸化ナトリウム製剤については、対象外となる。
 4. 物質名の後ろに、「ただし、次に掲げるものを除く。」と記載されている場合
例) 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 四酸化三鉛 ロ ヒドロオキシ炭酸鉛 ハ 硫酸鉛
→ イ～ハに掲げている除外品目に該当すれば、対象外となる。

毒物劇物の原体・製剤と該当性について

毒物・劇物の原体、製剤とは

- 原体とは、原則として製剤化していない化学的純品を指すものですが、そのうち次のものについても、製剤ではなく原体とみなされます。
 - (1) 原体に着色、着香、当該毒物又は劇物の安定又は危害の防止の目的で純度に影響がない程度に他の化学物質の添加を行ったもの
 - (2) 原体に物理的な加工(粉碎、造粒、打錠、結晶化等)のみを行ったもの
 - (3) 原体に製造過程等に由来する不純物を含むもの
- また、工業用トルエンや工業用キシレンのように、日本工業規格にて規格が定められている場合は、その規格に合致するものも、それぞれの原体とみなします。
- 一方で、概ね、以下の概念を満たすものを「製剤」とみなしています。
指定令において「〇〇を含有する製剤」と規定されている場合は、製剤が毒物又は劇物に該当します。

【製剤】

- (1) 薬剤又はこれに類するもので、物質的機能を利用するもの
- (2) 希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの
- (3) 当該成分を利用する意図をもって調整されたもの

これに対し、以下のものは一般には当該成分の「製剤」とはみなしません。

【製剤ではないもの】

- (1) 器具、機器、用具といった概念でとらえられるもの※ 1
- (2) 使用済みの廃液等、廃棄されたもの※ 2
- (3) 毒物又は劇物を不純物として含有しているもの

※ 1 器具、機器、用具といった概念でとらえられるものの例について

製剤に当たらない例：水銀体温計、自動車用バッテリー、劇物たる塗料で塗装された器具、機器類

製剤に当たる例：自動車用バッテリーに同梱された希硫酸のボトル、防虫目的で劇物を含ませた果実袋
通常の使用において、使用者が毒物又は劇物に直接ばく露しないようなものは、概ね器具、機器、用具に当たり製剤とはみなしませんが、判断がつかない場合は、お問い合わせください。

※ 2 使用済みの廃液等、廃棄されたものの例について

製剤に当たらない例：社会的有用性・価値を失っており廃棄されたもの

製剤に当たる例：有価物として譲渡譲受されるもの、リサイクル原料となるもの、何らかの物質的機能を期待して譲渡譲受されるもの、金を抽出する目的で引き取られるシアン化金カリウム廃液等

毒物・劇物に該当しているかどうか調べる

お持ちの化学品が毒物劇物に該当しているかどうか、お調べするに当たっては事前に準備いただくことが必要になります。

まずは、製品中に含有する各化学物質の①名称、②濃度、③CAS番号について、SDSあるいは提供元に問い合わせをご確認ください。

ご準備いただきましたら、物質名又はCAS番号で毒物及び劇物を検索できる以下のデータベースを、ご利用ください。

ただし、必ずしも全ての毒物劇物を検索できるわけではないので、法令も併せてご確認ください。

(国立医薬品食品衛生研究所 毒物劇物の検索)

https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki_kennsaku.html

(製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム)

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput

また、申請者用システムをお使いのパソコンにインストールすることにより、検索を行うこともできます。(ご使用に当たり、必要とされる性能やソフトウェアがあります。詳しくは下記URLの情報をご確認ください。)

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei.html>

上記により判断がつかない場合は、営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせください。

毒劇法に基づく容器・被包への表示について

ラベルの記載について、JIS Z 7253 との比較

- 毒劇法においては、毒物又は劇物の容器及び被包について、表示する事項を定めています。
- 毒劇法において義務づけられているラベルの記載事項と、JISにおいて規定されているラベルの記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、毒劇法以外に、化管法や安衛法の規制にもなっている物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

※参考：

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
—	危険有害性を表す絵表示
—	注意喚起語
—	危険有害性情報
—	注意書き
毒物又は劇物の名称 （法第12条第2項第1号）	化学品の名称
毒物又は劇物の成分 （法第12条第2項第2号）	
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） （規則第11条の6第1号）	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 （法第12条第1項、第3項）	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量 （法第12条第2項第2号）	
厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など （規則第11条の5、規則第11条の6第2号から第4号）	

（補足）

1. 毒物又は劇物の「名称」について

- ・ 名称の記載については、毒物・劇物の化学名を記載してください。
- ・ 商品名のあるときはその名称も併せて記載することが望ましいです。

2. 毒物又は劇物の「成分」について

- ・ 成分の記載については、法定名又は化学物質を特定できる名称とします。
- ・ 原則として、品目特定の観点から、法定名において、例えば、「無機シアン化合物」のように包括的に毒物又は劇物に指定されているものは、「シアン化カルシウム」のように化学物質を特定できる名称を記載するものとします。

3. 「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示について

- ・ 毒物・劇物については、①「医薬用外」の文字及び②毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については、白地に赤色をもって「劇物」の文字の記載が必要となります。

毒劇法に基づく情報提供について

SDSの記載について、JIS Z 7253 との比較

- 毒劇法においては、毒物又は劇物を販売又は授与する場合、その毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないと定められています。
- 毒劇法において義務づけられているSDSの記載事項と、JISにおいて規定されているSDSの記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、毒劇法以外に、化管法や安衛法の規制にもなっている物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

※参考：

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名(名称)及び住所(所在地) (規則第13条の12第1号)	化学品及び会社情報
—	危険有害性の要約
名称並びに成分及びその含量 (規則第13条の12第3号)	組成及び成分情報
応急措置 (規則第13条の12第4号)	応急措置
火災時の措置 (規則第13条の12第5号)	火災時の措置
漏出時の措置 (規則第13条の12第6号)	漏出時の措置
取扱い及び保管上の注意 (規則第13条の12第7号)	取扱い及び保管上の注意
暴露の防止及び保護のための措置 (規則第13条の12第8号)	ばく露防止及び保護措置
物理的及び化学的性質 (規則第13条の12第9号)	物理的及び化学的性質
安定性及び反応性 (規則第13条の12第10号)	安定性及び反応性
毒性に関する情報 (規則第13条の12第11号)	有害性情報
—	環境影響情報
廃棄上の注意 (規則第13条の12第12号)	廃棄上の注意
輸送上の注意 (規則第13条の12第13号)	輸送上の注意
毒物又は劇物の別 (規則第13条の12第2号)	—
—	適用法令
—	その他の情報

毒劇法法令等(1)

毒物及び劇物取締法（抄）

（毒物又は劇物の表示）

第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

一 毒物又は劇物の名称

二 毒物又は劇物の成分及びその含量

三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称

四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

第二十二條 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）に届け出なければならない。

一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目

三 事業場の所在地

四 その他厚生労働省令で定める事項

2、3 略

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十七条、第十八条並びに第十九条第三項及び第五項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。）」と、第十五条の三中「都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項及び第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

以下 略

毒物及び劇物取締法施行令（抄）

第四十條の九 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

毒劇法法令等(2)

毒物及び劇物取締法施行規則（抄）

（解毒剤に関する表示）

第十一条の五 法第十二条第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機燐化合物及びこれを含有する製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニープリジルアルドキシムメチオダイド（別名PAM）の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

第十一条の六 法第十二条第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

- 一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗淨剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨
 - ハ 眼に入つた場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨
- 三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル－ニ・ニージクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用直前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
 - ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨
 - ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使つてよく洗うべき旨
- 四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- 二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

- 一 文書の交付
- 二 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

第十三条の十二 令第四十条の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

- 一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の別
- 三 名称並びに成分及びその含量
- 四 応急措置
- 五 火災時の措置
- 六 漏出時の措置
- 七 取扱い及び保管上の注意
- 八 暴露の防止及び保護のための措置
- 九 物理的及び化学的性質
- 十 安定性及び反応性
- 十一 毒性に関する情報
- 十二 廃棄上の注意
- 十三 輸送上の注意

（令第四十一条第三号に規定する内容積）

第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

■ 経済産業省 製造産業局化学物質管理課

[化管法に関するHP]

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-0080

FAX : 03-3580-6347

[化管法に基づく情報提供に関するお問い合わせ]

E-mail : sds-meyasubako@meti.go.jp

労働安全衛生法(安衛法)

■ 厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

[職場のあんぜんサイト]

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

TEL : 03-5253-1111 (代)

FAX : 03-3502-1598

毒物及び劇物取締法(毒劇法)

■ 厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

[毒物劇物の安全対策]

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

TEL : 03-5253-1111 (代)

FAX : 03-3593-8913

関連機関

■ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>

■ 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

化学物質情報管理研究センター

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/info_center.html

■ United Nations Economic Commission for Europe(UNECE)

<https://unece.org/about-ghs>